

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 東北財務局長
【提出日】 平成24年 6月 6日
【会社名】 株式会社じもとホールディングス
【英訳名】 Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 粟野 学
【本店の所在の場所】 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目 1番 1号
【電話番号】 該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】 株式会社きらやか銀行
経営企画部長 川越 浩司
株式会社仙台銀行
取締役企画部長 芳賀 隆之

【最寄りの連絡場所】 株式会社きらやか銀行
山形県山形市旅籠町三丁目 2番 3号
株式会社きらやか銀行 経営企画部
株式会社仙台銀行
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番 1号
株式会社仙台銀行 企画部

【電話番号】 株式会社きらやか銀行
(023) 631局0001番(代表)
株式会社仙台銀行
(022) 225局8241番(代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社きらやか銀行
経営企画部長 川越 浩司
株式会社仙台銀行
取締役企画部長 芳賀 隆之

【届出の対象とした募集
有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 81,467,704,245円(注)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社きらやか銀行(以下「きらやか銀行」といいます。)及び株式会社仙台銀行(以下「仙台銀行」といいます。きらやか銀行及び仙台銀行を併せて以下「両行」といいます。)の平成24年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	178,877,671株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注)4、5

- (注)1. きらやか銀行の普通株式の発行済株式総数129,714,282株(平成24年3月末時点)、仙台銀行の普通株式の発行済株式総数7,591,100株(平成24年3月末時点)に基づき、両行による共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合(具体的には、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容」に記載した株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)第13条をご参照ください。以下、同じです。)、両行協議の上、変更することがあります。なお、両行は、本株式移転による株式会社じもとホールディングス(以下「当社」といいます。)設立の直前時(以下「基準時」といいます。)にそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しているため、平成24年3月末時点できらやか銀行が保有する自己株式16,521株、同月末時点で仙台銀行が保有する自己株式24,960株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、きらやか銀行又は仙台銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成24年3月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。
2. 株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成24年4月26日に開催された両行の取締役会の決議(本株式移転計画の承認)、平成24年6月26日に開催予定の両行の各定時株主総会及び普通株式の株主による各種株主総会の各特別決議、同日に開催予定のきらやか銀行の第 種優先株式(以下「きらやか銀行第 種優先株式」といいます。)の株主による種類株主総会の特別決議、並びに同日に開催予定の仙台銀行の第 種優先株式(以下「仙台銀行第 種優先株式」といいます。)の株主による種類株主総会の特別決議に基づき発行する予定です。
3. 両行は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
- 名称 株式会社 証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について、本届出書における新規発行株式たる普通株式と異なる定めをしたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について定款に定める予定です。各優先株式はいずれも株主総会において全ての事項について議決権を行使することができないこととする予定です。但し、当該優先株式に関して優先配当金の額全部(優先中間配当金が支払われたときは、その額を控除した額。以下同じ。)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されない場合その他定款に定める所定の事由が発生した時から、当該優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時まで、その期間中に発生する全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる旨の議決権復活条項を定める予定です。各優先株式の内容については「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約(2) 株式移転計画の内容」記載の株式移転計画書別紙1(新設会社の定款)の当社定款第3章をご参照下さい。
- また、各優先株式の単元株式数は、いずれも普通株式と同じ100株とする旨を定款に定める予定です。
- なお、当該優先株式は、本届出書の募集対象には該当しませんが、株式移転方式による当社設立並びに両行の経営統合上の重要な情報として、本届出書において、適宜、本届出書の募集対象である普通株式と並記している箇所があります。

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。(注)1、2

- (注)1. 普通株式は、基準時における両行の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの普通株主に、きらやか銀行普通株式1株に対して1株、仙台銀行普通株式1株に対して6.5株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。
- 発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。両行の平成24年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は81,467,704,245円であり、発行価額の総額のうち2,000,000,000円が資本金に組み入れられます。
2. なお、当社は、当社の普通株式について、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第208条)により平成24年10月1日より東京証券取引所に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限り(同規程施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】
該当事項はありません。

【申込取扱場所】
該当事項はありません。

【払込取扱場所】
該当事項はありません。

4 【株式の引受け】
該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】
該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】
該当事項はありません。

第2 【売出要項】
該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】
該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】
該当事項はありません。

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

1 【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

宮城県と山形県は、高速交通網の整備により、産業経済・生活文化・危機対応等、あらゆる面で密接な交流が活発化しており、今後も県境を超えた同一経済圏として発展することが期待されています。

そのような環境下、両行は、当初、平成23年10月を目処とした共同持株会社の設立による経営統合を発表し、経営統合委員会を発足してその準備を進めておりました。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したため、両行は、地域経済の復興に向けた支援を最優先する見地から、経営統合日を延期することといたしました。その後、同年5月18日には前記経営統合委員会における検討・準備を再開し、震災復興支援に関する両行間での連携等のほか、経営統合に向けた準備を進めてまいりました。また、この間、仙台銀行は、復興支援に本格的に取り組んでいくための堅確な財務基盤を構築するべく、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成23年9月30日に仙台銀行第 種優先株式を発行し、自己資本の増強を実施いたしました。

以上のように、両行は、被災地にその経営基盤を有する金融機関の責務として、経営統合を一旦延期のうえ震災復興・地域振興のための取り組み・基盤強化を優先して進めてまいりましたが、復興支援態勢をさらに強化するために、早期に経営統合を完了して新金融グループの総合力を発揮していくことが重要であると判断いたしました。そして、平成24年10月1日を共同持株会社設立日として、両行間での経営統合に係る協議を進めることを決定し、平成24年4月26日、両行は経営統合合意書を締結し、株式移転計画書を共同で作成いたしました。

この経営統合により、両行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を目指すものいたします。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社じもとホールディングス (英文表示: Jimoto Holdings, Inc.)
(2) 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯または関連する業務
(3) 本店所在地	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役会長 三井 精一 (現仙台銀行頭取) 代表取締役社長 粟野 学 (現きらやか銀行頭取) 取締役 馬場 豊 (現仙台銀行専務取締役) 取締役 東海林賢市 (現きらやか銀行常務取締役) 取締役 鈴木 隆 (現仙台銀行常務取締役) 取締役 須藤庄一郎 (現きらやか銀行常務取締役) 取締役 御園生勇郎 (現仙台銀行常務取締役) 取締役 佐川 章 (現きらやか銀行常務取締役) 取締役 田中 達彦 (現きらやか銀行常務取締役) 取締役 芳賀 隆之 (現仙台銀行取締役) 取締役 坂本 行由 (現きらやか銀行取締役) 取締役(社外) 熊谷 満 (現仙台銀行取締役) 監査役 長谷部俊一 (現仙台銀行監査役) 監査役(社外) 笹島富二雄 (現きらやか銀行監査役) 監査役(社外) 菅野 國夫 (現仙台銀行監査役) 監査役(社外) 伊藤 吉明 (現きらやか銀行監査役)
(5) 資本金	2,000百万円
(6) 純資産(連結)	未定
(7) 総資産(連結)	未定
(8) 決算期	3月31日

(注) 1. 取締役熊谷 満は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注) 2. 監査役笹島 富二雄、菅野 國夫及び伊藤 吉明は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

イ 提出会社の企業集団の概要

当社と両行の状況は以下のとおりです。

両行は、両行の定時株主総会及び種類株主総会による承認を前提として、平成24年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社) 株式会社きらやか銀行	山形県 山形市	17,700	銀行業	100.0	8 (予定)	未定	未定	未定	未定
株式会社仙台銀行	宮城県 仙台市 青葉区	22,485	銀行業	100.0	8 (予定)	未定	未定	未定	未定

- (注) 1. 両行は、それぞれ有価証券報告書の提出会社であります。
 2. 両行は、当社の特定子会社に該当する予定です。
 3. 株式移転に伴う当社設立日（平成24年10月1日）をもって、両行は、当社の株式移転完全子会社となります。また、きらやか銀行は平成24年9月26日をもって上場廃止となります。

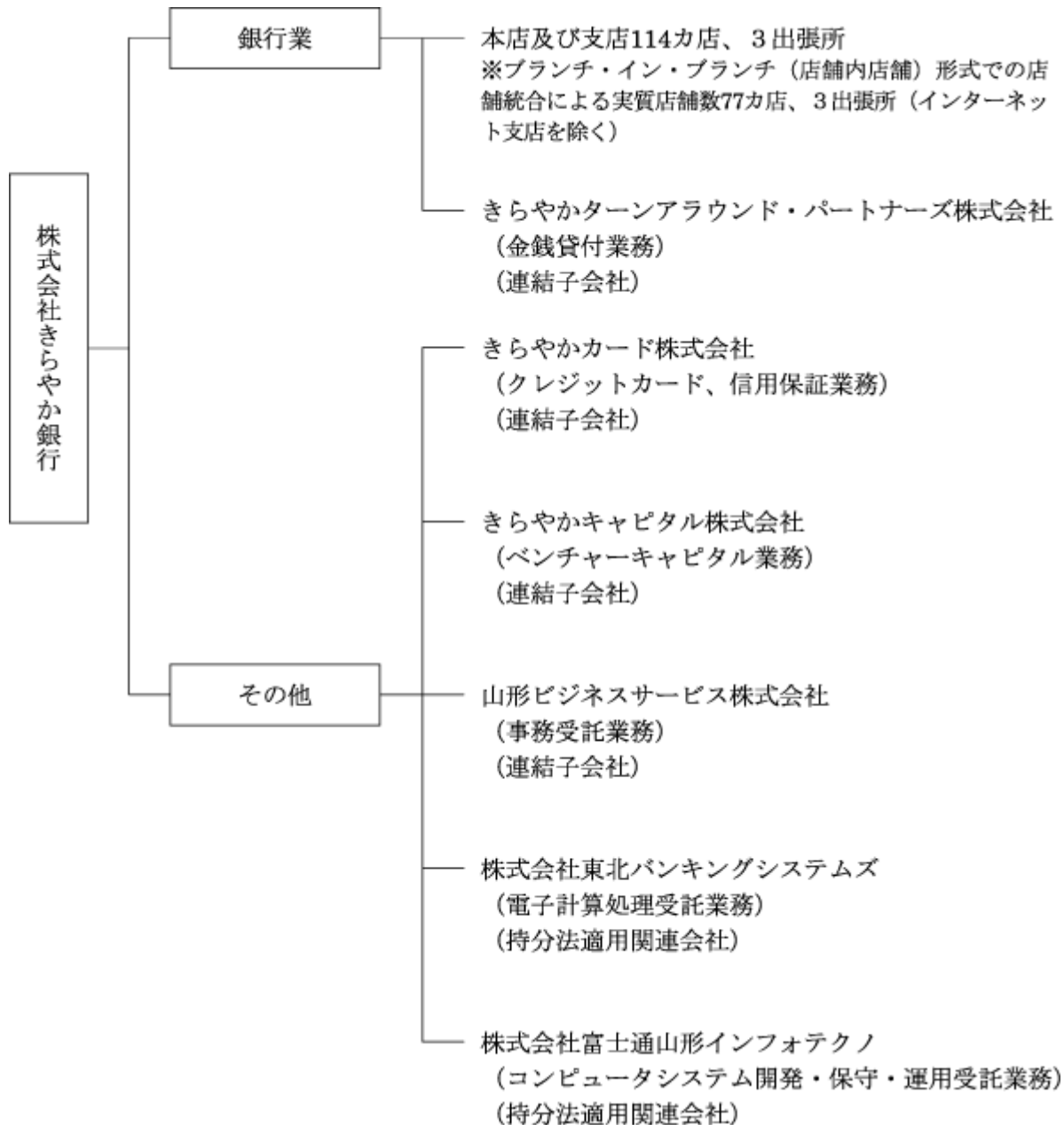
当社の完全子会社となる両行の平成24年3月期末日(平成24年3月31日)時点(但し、当該日より後の時点の事実関係であることを注記により明記した記載についてはその時点)の状況については、以下のとおりです。

(1) きらやか銀行の概要

(i) 事業内容

事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) きらやか銀行」をご参照ください。

事業の系統図は、次のとおりであります。(平成24年3月31日現在)



() 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有(又は被 所有)割合 (%)	きらやか銀行との関係内容				
					役員の兼 任等(人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) きらやかカード株 式会社	山形県 山形市	30	その他	所有 100.0 () []	4 (3)		預金取引関係	きらやか銀 行から建物 の一部賃借	
きらやかキャピ タル株式会社	山形県 山形市	30	その他	所有 55.0 (20.0) []	4 (3)		預金取引関係	きらやか銀 行から建物 の一部賃借	
きらやかターン アラウンド・パー トナース株式会 社	山形県 山形市	55	銀行業	所有 100.0 () []	1 (0)		預金取引関係	きらやか銀 行から建物 の一部賃借	
山形ビジネスサ ービス株式会社	山形県 山形市	10	その他	所有 100.0 () []	2 (2)		預金取引関係	きらやか銀 行から建物 の一部賃借	
(持分法適用関連 会社) 株式会社東北バン キングシステムズ	山形県 山形市	60	その他	所有 28.4 () []	2 (2)		預金取引関係 金銭貸借関係	きらやか銀 行から土地 の一部賃借	
株式会社富士通山 形インフォテクノ	山形県 山形市	60	その他	所有 49.0 () []	2 (1)		預金取引関係	きらやか銀 行から建物 の一部賃借	

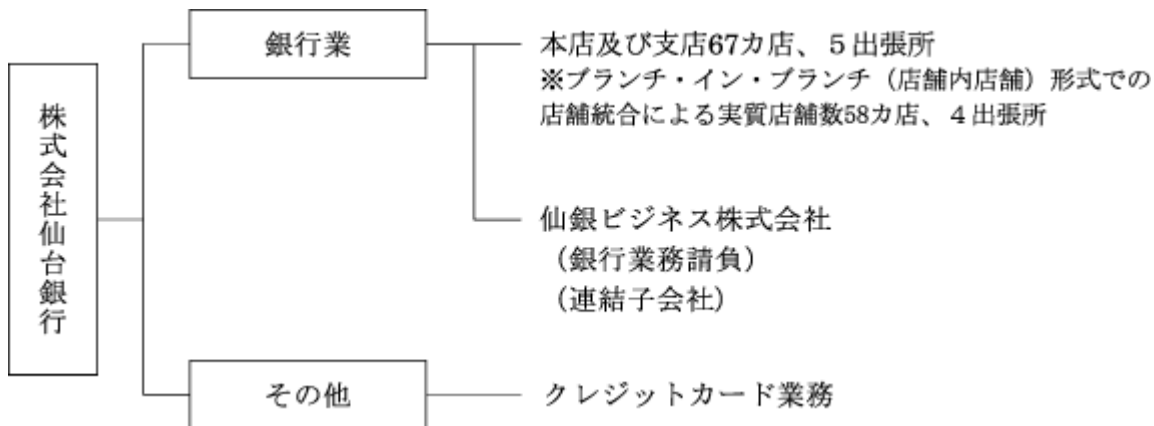
- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
4. 「きらやか銀行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、きらやか銀行の役員(内書き)であります。

(2) 仙台銀行の概要

() 事業内容

事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2)仙台銀行」をご参照ください。

事業の系統図は、次のとおりであります。（平成24年3月31日現在）



() 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被 所有)割合 (%)	仙台銀行との関係内容				
					役員の兼 任等(人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 仙銀ビジネス株式 会社	宮城県 仙台市 青葉区	10	銀行業	所有 100 () []	4 (2)		金銭貸借関係 預金取引関係	仙台銀行に 建物を賃貸 仙台銀行よ り建物の一 部を賃借	

- (注) 1. 上記関係会社は、特定子会社に該当しておりません。
 2. 上記関係会社は、有価証券報告書を提出しておりません。
 3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
 4. 「仙台銀行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、仙台銀行の役員(内書き)であります。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、きらやか銀行及び仙台銀行は当社の完全子会社になる予定です。前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社と当社の完全子会社であるきらやか銀行及び仙台銀行の役員の兼任関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 ア 提出会社の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社と当社の完全子会社であるきらやか銀行及び仙台銀行との取引関係は、未定であります。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両行は、それぞれの定時株主総会及び種類株主総会による承認を前提として、平成24年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする本株式移転計画を平成24年4月26日の両行取締役会において作成いたしました。また、両行は、同日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合合意書を締結しております。

本株式移転計画に基づき、きらやか銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株をきらやか銀行第1種優先株式1株に対して当社のA種優先株式1株を、仙台銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式6.5株を、仙台銀行第1種優先株式1株に対して当社のB種優先株式6.5株を、それぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、平成24年6月26日に開催される予定のきらやか銀行の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会、同日に開催される予定のきらやか銀行第1種優先株式の株主による種類株主総会、同日に開催される予定の仙台銀行の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会、並びに同日に開催される予定の仙台銀行第1種優先株式の株主による種類株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、優先株式の取扱い、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2)株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

株式会社きらやか銀行（以下「甲」という。）と株式会社仙台銀行（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、第11条に定める条件の下で、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「株式会社じもとホールディングス」とし、英文では「Jimoto Holdings, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は仙台市とし、本店の所在場所は仙台市青葉区一番町二丁目1番1号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、1,600,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式 1,600,000,000株

A種優先株式 100,000,000株

B種優先株式 130,000,000株

C種優先株式 200,000,000株

D種優先株式 200,000,000株

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条(新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役 三井 精一
取締役 栗野 学
取締役 馬場 豊
取締役 東海林賢市
取締役 鈴木 隆
取締役 須藤庄一郎
取締役 御園生勇郎
取締役 佐川 章
取締役 田中 達彦
取締役 芳賀 隆之
取締役 坂本 行由
取締役 熊谷 満(社外取締役)

2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

監査役 長谷部俊一
監査役 笹島富二雄(社外監査役)
監査役 菅野 國夫(社外監査役)
監査役 伊藤 吉明(社外監査役)

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

第4条(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 本株式移転に際して交付する株式の種類及び数

- (1) 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲乙それぞれの普通株式の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時に発行している普通株式数の合計に1.0を乗じた数、及び(ii)乙が基準時に発行している普通株式数の合計に6.5を乗じた数を合計した数の新会社の普通株式(以下「交付株式(普通株式)」という。)を交付する。
- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲の第 種優先株式の株主に対し、その所有する第 種優先株式に代わり、甲が基準時に発行している第 種優先株式数の合計に1.0を乗じた数の別紙2に記載する内容の新会社のA種優先株式(以下「交付株式(A種優先株式)」という。)を交付する。
- (3) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における乙の第 種優先株式の株主に対し、その所有する第 種優先株式に代わり、乙が基準時に発行している第 種優先株式数の合計に6.5を乗じた数の別紙3に記載する内容の新会社のB種優先株式(以下「交付株式(B種優先株式)」といい、交付株式(普通株式)、交付株式(A種優先株式)及び交付株式(B種優先株式)を総称して、以下「交付株式」という。)を交付する。

2. 新会社の株式の割当て

- (1) 前項第1号の定めにより交付される新会社の普通株式は、基準時における甲乙それぞれの普通株主に対して、以下の割合(以下「株式移転比率(普通株式)」という。)をもって割り当てる。
甲の株主については、その所有する甲の普通株式(ただし、会社法第806条に基づく株式買取請求に係る株式を除く。)1株に対して新会社の普通株式1.0株
乙の株主については、その所有する乙の普通株式(ただし、会社法第806条に基づく株式買取請求に係る株式を除く。)1株に対して新会社の普通株式6.5株

- (2) 前項第2号の定めにより交付される新会社のA種優先株式は、基準時における甲の第 種優先株式の株主に対して、その所有する甲の第 種優先株式1株につき、新会社のA種優先株式1.0株の割合(以下「株式移転比率(A種優先株式)」という。)をもって割り当てる。
- (3) 前項第3号の定めにより交付される新会社のB種優先株式は、基準時における乙の第 種優先株式の株主に対して、その所有する乙の第 種優先株式1株につき、新会社のB種優先株式6.5株の割合(以下「株式移転比率(B種優先株式)」といい、株式移転比率(普通株式)、株式移転比率(A種優先株式)及び株式移転比率(B種優先株式)を総称して、以下「株式移転比率」という。)をもって割り当てる。
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。
4. 甲及び乙は、本計画作成後に、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合には、協議の上、合意により株式移転比率を変更することができるものとする。この場合、交付株式も変更後の株式移転比率に応じて変更されるものとする。

第5条(新会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
20億円
- (2) 資本準備金の額
5億円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条(新会社の成立の日)

新会社の成立の日は、平成24年10月1日(以下「新会社の成立の日」という。)とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条(株式移転計画承認株主総会)

1. 甲は、平成24年6月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。また、甲は、平成24年6月26日を開催日として甲の普通株式の株主による種類株主総会及び第 種優先株式の株主による種類株主総会において、それぞれ本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成24年6月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。また、乙は、平成24年6月26日を開催日として乙の普通株式の株主による種類株主総会及び第 種優先株式の株主による種類株主総会において、それぞれ本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条(株式上場、株主名簿管理人)

1. 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手續を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第9条(剰余金の配当)

1. 甲は、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の第 種優先株式を有する株主又は第 種優先株式の登録株式質権者に対して、第 種優先株式1株あたり1.62円を限度として、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり1.5円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。

2. 甲は、平成24年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の第 種優先株式を有する株主又は第 種優先株式の登録株式質権者に対して、第 種優先株式1株あたり1.61円を限度として、平成24年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり1.5円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。

第10条(会社財産の管理等)

1. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上これを行う。
2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、法令等に従い、基準時までの間、当該時点においてそれぞれが保有する自己株式を消却することができる。

第11条(本株式移転の実行の条件)

本株式移転は、本計画が第7条に定める甲及び乙の定時株主総会並びに各種類株主総会において承認されること、並びに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許可(本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。)が得られることを条件として実行されるものとする。

第12条(本計画の効力)

本計画は、本計画の作成の日から新会社の成立の日に至るまでの間において、前条に定める条件が成就しなかった場合、次条に基づき本株式移転を中止する場合又は本株式移転に関し甲乙間で締結した平成24年4月26日付経営統合合意書が解除若しくは終了した場合には、その効力を失うものとする。

第13条(株式移転条件の変更及び本株式移転の中止)

本計画の作成の日から新会社の成立の日に至るまでの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本株式移転の条件(第4条に定める本株式移転に際して交付する株式及びその割当に関する事項を含む。)その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第14条(協議事項)

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月26日

甲：山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社きらやか銀行
代表取締役頭取 栗野 学 印

乙：仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社仙台銀行
代表取締役頭取 三井 精一 印

以上

定 款

(制定 平成24年10月1日)

株式会社じもとホールディングス

株式会社じもとホールディングス定款

第1章 総 則

（商号）

第1条 当社は、株式会社じもとホールディングスと称し、英文では、Jimoto Holdings, Inc.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。
1. 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
2. その他前号の業務に付帯または関連する業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を仙台市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞、仙台市において発行する河北新報および山形市において発行する山形新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,600,000,000株とし、当社の各種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	1,600,000,000株
A種優先株式	100,000,000株
B種優先株式	130,000,000株
C種優先株式	200,000,000株
D種優先株式	200,000,000株

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
当社は、会社法第459条の規定により、取締役会の決議によって、同法第160条第1項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第1項各号に掲げる事項を定め、自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、全部の種類株式について100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主名簿の記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 優先株式

(優先配当金)

第13条 当社は、第51条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、当該優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、配当率は8%を上限とし、当該優先期末配当基準日の属する事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、優先株式1株につき行ったかかる優先中間配当金の額を控除した額とする。

A種優先株式

1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(「A種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。)に、A種優先配当率を乗じて算出した額。

「A種優先配当率」とは、

()平成25年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当率

$A種優先配当率 = 初年度A種優先配当金 \div A種優先株式1株当たりの払込金額相当額$

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、A種優先株式の発行日の直前の4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)をA種優先配当率決定日として算出する。)に1.15%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、182/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。

- ()平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.15%

なお、平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

B種優先株式

1株につきB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(「B種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は1,500円を6.5で除した金額とするが、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。)に、B種優先配当年率を乗じて算出した額、

「B種優先配当年率」とは、

- ()平成25年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当年率

B種優先配当年率 = 初年度B種優先配当金 ÷ B種優先株式1株当たりの払込金額相当額

上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、B種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。)を乗じて得られる数に、182/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)とする。

- ()平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率

B種優先配当年率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「B種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、B種優先配当年率はB種優先株式上限配当率とする。

上記のただし書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、4月1日(同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

C種優先株式

1株につきその1株当たりの払込金額相当額(ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、その発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額。

D種優先株式

1株につきその1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、その発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額。

ある事業年度においていずれかの種類の優先株式の優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が当該優先株式の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当会社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(優先中間配当金)

第14条 当会社は、第52条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日(以下「優先中間配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、当該優先中間配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限として金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(優先株主に対する残余財産の分配)

第15条 当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

A種優先株式

1株につき、200円(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過A種優先配当金相当額(A種優先株式1株当たりの「経過A種優先配当金相当額」は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)を加えた額。

B種優先株式

1株につき、1,500円を6.5で除した金額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過B種優先配当金相当額(B種優先株式1株当たりの「経過B種優先配当金相当額」は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。ただし、上記のB種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)を加えた額。

C種優先株式

1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、その発行に先立って取締役会の決議によって定める額。

D種優先株式

1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、その発行に先立って取締役会の決議によって定める額。

優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(優先株式の議決権)

第16条 優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

前項の規定にかかわらず、各優先株式の優先株主は、当該優先株式に係る優先配当金の額全部(優先中間配当金が支払われたときは、その額を控除した額。以下本条において同じ。)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、当該議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時から、当該優先株式に係る優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

第1項の規定にかかわらず、A種優先株主は、A種優先株式の発行時に株式会社きらやか銀行が発行する第1種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時から、A種優先株式に係る優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

第1項の規定にかかわらず、B種優先株主は、B種優先株式の発行時に株式会社仙台銀行が発行する第2種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時から、B種優先株式に係る優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第17条 優先株主は、各優先株式について、次に定める取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当社が当該優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

A種優先株式 当会社設立の日から平成36年9月30日まで

B種優先株式 平成25年4月1日から平成48年9月30日まで

C種優先株式 発行に際して取締役会の決議で定める期間

D種優先株式 発行に際して取締役会の決議で定める期間

ただし、次項に基づき交付される普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。上記のただし書において「行使可能株式数」とは、()取得請求をした日(以下「取得請求日」という。)における当会社の発行可能株式総数から、取得請求日における当会社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、()取得請求日における当会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当会社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

当社は、前項に基づく優先株式の取得と引換えに、優先株主が取得を請求した優先株式数に次に定める金額(ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた金額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、かかる優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

- A種優先株式 200円
- B種優先株式 1,500円を6.5で除した金額
- C種優先株式 1株当たりの払込金額相当額
- D種優先株式 1株当たりの払込金額相当額

- () A種優先株式の当初の取得価額は当会社設立の日の時価(「当会社設立の日の時価」とは、平成24年9月の第3金曜日(当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。)までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社きらやか銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)の平均値(ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。
- () B種優先株式の当初の取得価額は、平成25年4月1日の時価(「平成25年4月1日の時価」とは、平成25年4月1日まで(当日を含まない。)の直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)とする。)とする。ただし、当該時価が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。
- () C種優先株式の当初の取得価額は、その発行に先立って取締役会の決議で定める方法により算出される額とする。ただし、当該金額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。
- () D種優先株式の当初の取得価額は、その発行に先立って取締役会の決議で定める方法により算出される額とする。ただし、当該金額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、第7項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

取得価格には上限を設けない。

取得価格の下限(以下「下限取得価額」という。)は次に定める金額とする。

- A種優先株式 55円
- B種優先株式 302円を6.5で除した金額
- C種優先株式 その発行に先立って取締役会の決議で定める金額
- D種優先株式 その発行に先立って取締役会の決議で定める金額

ただし、次項による調整を受ける。

- イ. 各優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価（下記八. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）または当会社の普通株式の交付と引換えに当会社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- () 株式の分割をする場合
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二. に定義する。以下本号、下記()および()ならびに下記八. ()において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- () 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. または下記ロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、第4項による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、第4項による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- () 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- ハ.() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本項に準じて調整する。
- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

- () 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- ニ. 上記イ.()ないし()および上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。
- 第3項ないし第7項に定める取得価額(第19条に定める一斉取得価額を含む。以下本項において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(金銭を対価とする取得条項)

- 第18条 当社は、各優先株式について、次に定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において当会社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。
- A種優先株式 平成31年10月1日の到来
- B種優先株式 平成33年10月1日の到来
- C種優先株式 その発行に先立って取締役会の決議によって定める事由
- D種優先株式 その発行に先立って取締役会の決議によって定める事由
- この場合、当社は、かかる優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を優先株主に対して交付するものとする。なお、優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。
- 当社は、前項に基づく各優先株式の取得と引換えに、当該優先株式1株につき、次に定める額(ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を交付する。
- A種優先株式 200円に経過A種優先配当金相当額を加えた額
- B種優先株式 1,500円を6.5で除した額に経過B種優先配当金相当額を加えた額

C種優先株式 その払込金額相当額を踏まえて、その発行に先立ち取締役会の決議によって定める額
D種優先株式 その払込金額相当額を踏まえて、その発行に先立ち取締役会の決議によって定める額
なお、本項において、経過優先配当金相当額を加えた額を交付するとされているものについては、当該経過優先配当金相当額は、第15条に定める経過A種優先配当金相当額および経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、計算する。

(普通株式を対価とする一斉取得)

第19条 当社は、各優先株式の取得請求期間の末日までに当社に取得されていない当該優先株式の全てを、当該取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当社は、かかる優先株式を取得するのと引換えに、各優先株主に対し、その有する優先株式数に次に定める金額(ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価(「普通株式の時価」とは、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とし、以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。なお、かかる優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

A種優先株式 200円

B種優先株式 1,500円を6.5で除した金額

C種優先株式 1株当たりの払込金額相当額

D種優先株式 1株当たりの払込金額相当額

(株式の併合または分割および株式無償割当て)

第20条 当社は、優先株式について株式の併合または分割を行うときは、普通株式および各優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および各優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(優先順位)

第21条 A種、B種、C種およびD種優先株式相互の間の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、いずれも同順位とする。

(除斥期間)

第22条 第53条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。

第4章 株 主 総 会

(招 集)

第23条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第24条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者および議長）

第25条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）

第26条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第27条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第28条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、2人以上の代理人を選任し株主総会に出席させることはできない。
株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第5章 種類株主総会

（種類株主総会への準用）

第29条 第25条、第26条および第28条の規定は種類株主総会に準用する。
第24条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

（種類株主総会の決議方法）

第30条 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第6章 取締役および取締役会

（員数）

第31条 当社の取締役は、12名以内とする。

（選任方法）

第32条 取締役は、株主総会において選任する。
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第33条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第34条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第35条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第36条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第37条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第38条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第39条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除および責任制限）

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 監査役および監査役会

（員数）

第41条 当会社の監査役は、5名以内とする。

（選任方法）

第42条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第43条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第44条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第45条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第46条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第47条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第48条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除および責任制限)

第49条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第8章 計 算

(事業年度)

第50条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(定時株主総会決議による剰余金の配当)

第51条 定時株主総会の決議による剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第52条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第53条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

未払いの剰余金の配当および未払いの中間配当については、利息は付さない。

附 則

（最初の事業年度）

第1条 第50条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成25年3月31日までとする。

（最初の取締役および監査役の報酬等）

第2条 第39条および第48条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は金1億8千万円以内とし、監査役の報酬等の額は金6千万円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結をもって、削除されるものとする。

株式会社じもとホールディングス
A種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類

株式会社じもとホールディングスA種優先株式(以下「A種優先株式」という。)

2. A種優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、定款第51条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「A種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該A種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当率(以下「A種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下「A種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第3項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当率

平成25年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当率

$A種優先配当率 = 初年度A種優先配当金 \div A種優先株式1株当たりの払込金額相当額$ (ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、A種優先株式の発行日の直前の4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)をA種優先配当率決定日として算出する。)に1.15%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、182/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。

平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率

$A種優先配当率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.15\%$

なお、平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)(以下「A種優先配当率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、A種優先配当率は8%とする。

- (3) 非累積条項
ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
3. A種優先中間配当金
当社は、定款第52条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、各事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「A種優先中間配当金」という。）を行う。
4. 残余財産の分配
- (1) 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき200円（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。
- (2) 非参加条項
A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 経過A種優先配当金相当額
A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
5. 議決権
A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、A種優先株式の発行時に株式会社きらやか銀行が発行する第 種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時より、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

6. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

A種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該A種優先株主に対して交付する。また単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

(2) 取得を請求することができる期間

当社設立の日から平成36年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数に200円（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

当初転換価額は当社設立の日の時価とする。当社設立の日の時価とは、平成24年9月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社きらやか銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

55円（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する時価（下記八. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二. に定義する。以下本()、下記()および()ならびに下記八. ()において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

- () 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

- 八. () 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.() または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- () 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合には修正価額)とする。
- ニ. 上記イ.()ないし()および上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（第8項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

7. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第6項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、200円（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第4項(3)に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

8. 普通株式を対価とする一斉取得

(1) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数に200円（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

9. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

10. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

11. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以上

株式会社じもとホールディングス
B種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類

株式会社じもとホールディングスB種優先株式(以下「B種優先株式」という。)

2. B種優先配当金

(1) B種優先配当金

当社は、定款第51条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「B種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該B種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当率(以下「B種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下「B種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して第3項に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) B種優先配当率

平成25年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当率

$$\text{B種優先配当率} = \text{初年度B種優先配当金} \div \text{B種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める優先配当率としての資金調達コスト(ただし、B種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当率としての資金調達コストとする。)を乗じて得られる数に、182/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)とする。

平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当率

$$\text{B種優先配当率} = \text{預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト}$$
(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「B種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、B種優先配当率はB種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(％未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、4月1日(同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値(％未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

3. B種優先中間配当金

当社は、定款第52条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たり、各事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。

4. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,500円を6.5で除した金額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、上記のB種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

5. 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、B種優先株式の発行時に株式会社仙台銀行が発行する第 種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時より、定時株主総会にB種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

6. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

B種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当社がB種優先株式を取得すると引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、下記(3)に定める財産を交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、()取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、()取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得を請求することができる期間

平成25年4月1日から平成48年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

当初の取得価額は、平成25年4月1日の時価とする。ただし、当該時価が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。平成25年4月1日の時価とは、平成25年4月1日（当日を含まない。）に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

302円を6.5で除した額（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ．B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下本()、下記()および()ならびに下記八．()において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ、またはロ、と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ、に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

- ()株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- ハ.()取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合には修正価額)とする。
- ニ. 上記イ.()ないし()および上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された上記イ．第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第8項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

7. 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき、1,500円を6.5で除した金額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第6項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

なお、本項においては、第4項(3)に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

8. 普通株式を対価とする一斉取得条項

(1) 普通株式を対価とする一斉取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

- (2) 一斉取得価額
「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
9. 株式の分割または併合および株式無償割当て
- (1) 分割または併合
当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- (2) 株式無償割当て
当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
10. 法令変更等
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
11. その他
上記各項目は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	きらやか銀行	仙台銀行
株式移転比率 (普通株式)	普通株式 1	普通株式 6.5
株式移転比率 (A種優先株式)	第 種優先株式 1	
株式移転比率 (B種優先株式)		第 種優先株式 6.5

- (注) 1. きらやか銀行の普通株式 1 株に対して当社の普通株式 1 株を、仙台銀行の普通株式 1 株に対して当社の普通株式 6.5 株を、それぞれ割当て交付いたします。
2. きらやか銀行第 種優先株式 1 株に対して当社の A 種優先株式 1 株を、仙台銀行第 種優先株式 1 株に対して当社の B 種優先株式 6.5 株を割当て交付いたします。
3. 本株式移転により、きらやか銀行又は仙台銀行の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。
4. 上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両行協議の上、変更することがあります。
5. 当社の単元株式数は、普通株式、A 種優先株式及び B 種優先株式のいずれも、100 株といたします。
6. 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 178,877,671 株

A 種優先株式 100,000,000 株

B 種優先株式 130,000,000 株

上記数値は、きらやか銀行の平成 24 年 3 月末時点における発行済普通株式総数（129,714,282 株）及び発行済きらやか銀行第 種優先株式総数（100,000,000 株）、並びに仙台銀行の平成 24 年 3 月末時点における発行済普通株式総数（7,591,100 株）及び発行済仙台銀行第 種優先株式数（20,000,000 株）に基づいて算出しております。但し、基準時に両行がそれぞれ保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しているため、きらやか銀行の平成 24 年 3 月末時点における自己株式数（16,521 株）及び仙台銀行の平成 24 年 3 月末時点における自己株式数（24,960 株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、きらやか銀行又は仙台銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成 24 年 3 月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

普通株式

ア. 算定の基礎

両行は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、きらやか銀行は有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）を、また仙台銀行は株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）を第三者算定機関に任命し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、以下の株式移転比率算定書を受領いたしました。

トーマツは、本株式移転の諸条件等を分析したうえで、きらやか銀行普通株式について市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両行について倍率法、貢献度分析、エクイティDCF（Discounted Cash Flow）法及びDDM（Dividend Discount Model）による算定を行いました。なお、市場株価法による算定に際しては、きらやか銀行について、平成24年4月17日を基準日としています。また、ある一定時点での市場株価を採用することは異常な株価の変動を排除できないため、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、及び震災後延期していた経営統合協議再開の発表（平成24年1月25日）による影響を加味するため当該発表後から基準日までの期間の株価毎の出来高で加重平均した価格（出来高加重平均価格）に基づいています。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、きらやか銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、仙台銀行の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法/倍率法	8.2 ~ 10.2
倍率法	6.0 ~ 6.9
エクイティDCF法	5.8 ~ 7.0
DDM	5.9 ~ 7.1
貢献度分析	6.5 ~ 7.5

トーマツは、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両行の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両行の経営陣により現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、直近期の財務予測については、両行の経営陣より大きな変動はないことの確認を得ております。トーマツによる株式移転比率の算定は、平成24年4月17日現在までの上記情報等を反映したものであり、株式移転比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。なお、トーマツが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

KPMGは、両行の普通株式価値について、配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）及び類似会社比較法を用いて算定を行いました。加えて、きらやか銀行の普通株式は東京証券取引所市場第二部に上場されており、市場株価が存在していることから、きらやか銀行の普通株式については株式市価法による算定も行いました。株式市価法による算定に際しては、算定基準日（平成24年4月17日）の終値、算定基準日以前の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値平均値及び出来高加重平均値、及び、本株式移転公表後の株価に対する影響を考慮する目的から、「仙台銀行ときらやか銀行の経営統合に関するお知らせ」が公表された平成24年1月25日の翌営業日以降算定基準日までの期間の終値平均値及び出来高加重平均値に基づき算定を行いました。

KPMGが各評価手法に基づき算出した株式移転比率は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、きらやか銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、仙台銀行の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
DDM法	6.05 ~ 7.31
類似会社比較法/株式市価法	4.47 ~ 4.59
類似会社比較法	5.86 ~ 6.56

KPMGは、上記株式移転比率の算定に際して、両行から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行並びにその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務も含まれます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、かかる算定において参照した両行の財務予測については、両行の経営強化計画に基づき、両行の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断のもと合理的に準備・作成されたことを前提としております。また、KPMGが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。なお、株式移転比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

イ. 算定の経緯

上記のとおり、きらやか銀行はトーマツに、仙台銀行はKPMGに、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、本日開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

ウ. 算定機関との関係

トーマツ及びKPMGは、いずれも両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

優先株式

両行は、きらやか銀行第 種優先株式及び仙台銀行第 種優先株式（両優先株式を総称して、以下「対象優先株式」といいます。）については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮したうえで、当社にて新たに発行して割当交付する各優先株式の発行要項において、対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を定めることとし、きらやか銀行第 種優先株式 1 株につき当社の A 種優先株式 1 株を割当交付し、また、仙台銀行第 種優先株式 1 株につき当社の B 種優先株式 6.5 株を割当交付することで合意しております。従いまして、第三者機関による算定は行っておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】

株式の上場

仙台銀行の普通株式は、金融商品取引所に上場されておりません。これに対して、当社は、当社の普通株式について、前記「第 1 募集要項 2 募集の方法」（注）2 記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所への上場を予定しております。

自己株式の取得

当社の定款には、「当社は会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。」旨の定めが置かれる予定です。これに対して、仙台銀行の定款には同様の定めはありません。

単元未満株式の買増し

単元未満株式を有する仙台銀行の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを仙台銀行に対し請求することができませんが、単元未満株式を有する当社の株主は、当社に対しかかる請求をすることができる旨の定めが置かれる予定です。

優先株式の発行

当社の定款には、A 種優先株式及び B 種優先株式に係る定めが設けられる予定です。また、今後の当社の機動的な資本政策に対応する目的をもって、C 種優先株式及び D 種優先株式に係る定めが設けられる予定です。A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式の詳細については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約（2）株式移転計画の内容」記載の株式移転計画書別紙 1（新設会社の定款）」の当社定款第 3 章をご参照下さい。

なお、当社の設立時においては、普通株式に加え、A 種優先株式及び B 種優先株式が発行される予定です。

株券の不発行

仙台銀行は株式に係る株券を発行していますが、当社の定款には、株式に係る株券を発行する旨は規定されない予定です。これに対して、本届出書提出日現在、仙台銀行の定款には、株式に係る株券を発行する旨が規定されています。もっとも、仙台銀行は、平成24年 6 月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会、並びに平成24年 6 月26日開催予定の仙台銀行第 種優先株式の株主による種類株主総会の決議に基づき、平成24年 9 月30日を効力発生日として、上記株式に係る株券の発行に関する定款の規定を削除することを予定しております。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】**(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い****買取請求権の行使の方法について****きらやか銀行**

きらやか銀行の普通株式の株主が、その有するきらやか銀行の普通株式につき、きらやか銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をきらやか銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、きらやか銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成24年6月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

仙台銀行

仙台銀行の普通株式の株主が、その有する仙台銀行の普通株式につき、仙台銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を仙台銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、仙台銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成24年6月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について**きらやか銀行**

議決権の行使の方法としては、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、きらやか銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会又は種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、きらやか銀行に提出する必要があります。）。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記定時株主総会又は種類株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙の賛否を表示し、きらやか銀行に平成24年6月25日午後5時10分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、定時株主総会、種類株主総会ともに、法定の通知期限までに、きらやか銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、きらやか銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

仙台銀行

議決権の行使の方法としては、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、仙台銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会又は種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、仙台銀行に提出する必要があります。）。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には上記定時株主総会又は種類株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、仙台銀行(みずほ信託銀行株式会社証券代行部気付)に平成24年6月25日午後5時10分までに到着するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、仙台銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、仙台銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社普通株式は、基準時における両行の普通株主に割り当てられます。

きらやか銀行の普通株式の株主は、特段の手續を要することなく、自己のきらやか銀行の株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

一方、仙台銀行の普通株式の株主は、仙台銀行が振替株式発行会社ではないため、それぞれ、(i)自ら証券会社等に予め開設した株式の記録を受けるための振替口座を仙台銀行に通知した場合には当該振替口座に、(ii)それ以外の場合には当社が普通株主のために開設する予定の特別口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

なお、本届出書提出日現在において仙台銀行は株券発行会社ですが、仙台銀行は平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会並びに平成24年6月26日開催予定の仙台銀行第 種優先株式の株主による種類株主総会において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更決議を行う予定であり、かつ、かかる定款変更の効力発生日を平成24年9月30日とする予定であるため、仙台銀行の株主から本株式移転に際して株券の提出がない場合であっても当社から株式の交付が行われることが予定されています。

(2) きらやか銀行第 種優先株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

きらやか銀行第 種優先株式の株主が、その有するきらやか銀行第 種優先株式につき、きらやか銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、きらやか銀行第 種優先株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をきらやか銀行に対し通知し、かつ、上記種類株主総会において本株式移転に反対し、きらやか銀行が、上記種類株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係るきらやか銀行第 種優先株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

きらやか銀行第 種優先株式の株主による種類株主総会が開催される場合の議決権の行使の方法については、法令及び定款のほか、当該種類株主総会の招集の決定において定めるところによることとなります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社のA種優先株式は、基準時におけるきらやか銀行第 種優先株主に割り当てられます。当社のA種優先株式に係る株主についての株主名簿記載事項が、当社の株主名簿に記載又は記録されることとなります。株主側で株式の受取りについて特段の手續は不要です。

(3) 仙台銀行第 種優先株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

仙台銀行第 種優先株式の株主が、その有する仙台銀行第 種優先株式につき、仙台銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、仙台銀行第 種優先株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を仙台銀行に対し通知し、かつ、上記種類株主総会において本株式移転に反対し、仙台銀行が、上記種類株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る仙台銀行第 種優先株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

仙台銀行第 種優先株式の株主による種類株主総会が開催される場合の議決権の行使の方法については、法令及び定款のほか、当該種類株主総会の招集の決定において定めるところによることとなります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社のB種優先株式は、基準時における仙台銀行第 種優先株主に割り当てられます。当社のB種優先株式に係る株主についての株主名簿記載事項が、当社の株主名簿に記載又は記録されることとなります。株主側で株式の受取りについて特段の手続は不要です。

(4) 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

該当事項はありません。

8 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、きらやか銀行においては仙台銀行の、仙台銀行においてはきらやか銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容、並びにきらやか銀行又は仙台銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転の効力発生日（以下「本株式移転効力発生日」といいます。）までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

の書類は、平成24年4月26日開催の両行の取締役会において承認された本株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、きらやか銀行又は仙台銀行の平成24年3月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、きらやか銀行又は仙台銀行の平成24年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。の書類は、上記からの書面の備置開始後、本株式移転効力発生日までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面です。

これらの書類は、両行のそれぞれの本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成24年3月31日 定時株主総会及び種類株主総会に係る基準日（両行）
平成24年4月26日 経営統合合意書及び株式移転計画書承認取締役会（両行）
平成24年4月26日 経営統合合意書締結及び株式移転計画書作成（両行）
平成24年6月26日（予定） 株式移転計画承認定時株主総会（両行）
平成24年6月26日（予定） 株式移転計画承認種類株主総会（普通株式）（両行）
平成24年6月26日（予定） 株式移転計画承認種類株主総会（第 種優先株式）（きらやか銀行）
平成24年6月26日（予定） 株式移転計画承認種類株主総会（第 種優先株式）（仙台銀行）
平成24年9月26日（予定） 東京証券取引所上場廃止日（きらやか銀行）
平成24年10月1日（予定） 当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成24年10月1日（予定） 当社株式上場日

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両行で協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

組織再編成対象会社の普通株式の株主について

きらやか銀行

きらやか銀行の普通株式の株主が、その有するきらやか銀行の普通株式につき、きらやか銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をきらやか銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、きらやか銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成24年6月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

仙台銀行

仙台銀行の普通株式の株主が、その有する仙台銀行の普通株式につき、仙台銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を仙台銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、仙台銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成24年6月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

組織再編成対象会社の優先株式の株主について

きらやか銀行

きらやか銀行第 種優先株式の株主が、その有するきらやか銀行第 種優先株式につき、きらやか銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、きらやか銀行第 種優先株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をきらやか銀行に対し通知し、かつ、上記種類株主総会において本株式移転に反対し、きらやか銀行が、上記種類株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係るきらやか銀行第 種優先株式の数を明らかにして行う必要があります。

仙台銀行

仙台銀行第 種優先株式の株主が、その有する仙台銀行第 種優先株式につき、仙台銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、仙台銀行第 種優先株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を仙台銀行に対し通知し、かつ、上記種類株主総会において本株式移転に反対し、仙台銀行が、上記種類株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る仙台銀行第 種優先株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、両行の最近連結会計年度（平成23年度）の主要な経営指標である「連結経常収益」、「連結経常利益」及び「連結当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「連結経常収益」、「連結経常利益」及び「連結当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

連結経常収益（百万円）	41,064
連結経常利益（ は連結経常損失）（百万円）	6,387
連結当期純利益（ は連結当期純損失）（百万円）	7,865

(3) 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる両行の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりです。

きらやか銀行
 主要な経営指標等の推移
 連結経営指標等の推移

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	30,689	30,115	27,334	26,428	25,881
連結経常利益（は連結経常損失）	百万円	1,956	4,155	1,997	2,112	1,770
連結当期純利益（は連結当期純損失）	百万円	3,514	4,726	2,298	1,314	1,579
連結包括利益	百万円				253	2,350
連結純資産額	百万円	27,773	31,428	51,686	50,750	52,375
連結総資産額	百万円	1,156,285	1,141,280	1,176,498	1,211,466	1,270,494
1株当たり純資産額	円	267.01	185.49	241.80	234.66	246.93
1株当たり当期純利益金額（は1株当たり当期純損失金額）	円	55.14	38.32	16.29	7.46	9.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円			9.06	3.25	4.14
自己資本比率	%	2.38	2.74	4.38	4.17	4.10
連結自己資本比率（国内基準）	%	6.89	8.73	10.37	9.35	9.13
連結自己資本利益率	%	17.71	16.04	5.54	2.57	3.07
連結株価収益率	倍			5.03	11.12	11.77
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	46,525	5,050	1,144	33,873	25,836
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	17,001	18,598	23,954	23,550	30,658
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	5,783	477	10,976	6,582	730
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	29,672	42,743	28,620	32,361	26,809
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,104 [328]	1,026 [295]	1,012 [295]	1,014 [295]	1,013 [280]

（注）1．きらやか銀行は、平成20年10月1日付で、親会社である株式会社きらやかホールディングスを吸収合併消滅会社、きらやか銀行を吸収合併存続会社として合併しておりますが、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）第212項に従い、子会社であるきらやか銀行の個別財務諸表における合併に係る会計処理を一旦振り戻し、改めてきらやか銀行を吸収合併消滅会社、株式会社きらやかホールディングスを吸収合併存続会社であるとみなして連結財務諸表を作成しております。

このため、期首時点において株式会社きらやかホールディングスが議決権の100%を直接保有していたきらやかカード株式会社及びきらやかリース株式会社については、期首時点で既にきらやか銀行の子会社であったものとみなして連結財務諸表を作成しております。

なお、平成19年度については、参考情報として株式会社きらやかホールディングスに係る連結財務諸表等の計数を記載しております。

また、株式会社きらやかホールディングスは、平成20年7月1日付できらやかリース株式会社の株式(議決権割合92.6%)を昭和リース株式会社に譲渡しており、平成20年度末現在、きらやかリース株式会社は、きらやか銀行の関係会社には該当しておりません。

2. きらやか銀行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
4. 平成19年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。きらやか銀行は、国内基準を採用しております。
8. 平成19年度の連結株価収益率については、きらやか銀行は、上場会社である株式会社きらやかホールディングスの100%子会社であり、きらやか銀行株式は上場ないし店頭登録していないため、記載しておりません。
9. 平成20年度の連結株価収益率については、連結当期純損失であるため記載しておりません。

(参考情報)

平成19年度の株式会社きらやかホールディングスに係る主要な経営指標等

連結経常収益 (百万円)	連結経常損失 (百万円)	連結当期純損失 (百万円)	連結純資産額 (百万円)	連結総資産額 (百万円)	1株当たり純資 産額 (円)	1株当たり当期 純損失金額 (円)
38,997	1,445	3,113	29,973	1,166,485	175.14	25.17

自己資本比率 (%)	連結自己資本比 率(国内基準) (%)	営業活動による キャッシュ・フ ロー (百万円)	投資活動による キャッシュ・フ ロー (百万円)	財務活動による キャッシュ・フ ロー (百万円)	現金及び現金同 等物の期末残高 (百万円)	従業員数 [外、 平均臨時従業員 数] (人)
2.55	7.15	37,098	22,028	6,487	29,672	1,153 [334]

- (注) 1. 株式会社きらやかホールディングス及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 平成19年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。株式会社きらやかホールディングスは、国内基準を採用しております。

仙台銀行
 主要な経営指標等の推移
 連結経営指標等の推移

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	20,253	18,449	16,831	15,721	15,183
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	1,146	537	1,777	1,408	8,157
連結当期純利益(は 連結当期純損失)	百万円	2,024	130	1,085	6,739	9,445
連結包括利益	百万円				8,486	6,122
連結純資産額	百万円	17,466	16,021	21,003	12,137	36,013
連結総資産額	百万円	747,499	764,378	796,058	795,908	927,164
1株当たり純資産額	円	2,306.74	2,116.40	2,774.91	1,603.77	794.78
1株当たり当期純利益 金額(は1株当たり 当期純損失金額)	円	267.26	17.26	143.34	890.52	1,248.27
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額	円					
自己資本比率	%	2.34	2.09	2.63	1.52	3.88
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.57	8.96	8.56	6.73	11.80
連結自己資本利益率	%	9.68	0.78	5.86	40.67	39.23
連結株価収益率	倍					
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,021	5,347	16,561	46,653	99,717
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,100	6,816	15,754	15,986	112,461
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,176	473	737	606	23,331
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	18,082	19,078	19,149	49,209	59,796
従業員数[外、平均臨時 従業員数]	人	761 [292]	813 [318]	808 [324]	767 [334]	756 [339]

- (注) 1. 仙台銀行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 平成19年度から平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 平成23年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。仙台銀行は、国内基準を採用しております。
7. 連結株価収益率については、仙台銀行及び連結子会社の株式が非上場であるので記載しておりません。
8. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2 【沿革】

平成24年4月26日	両行は、それぞれ株主総会の承認を前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び経営統合合意書の締結を決議いたしました。
平成24年6月26日	きらやか銀行は、きらやか銀行第 種優先株式に係る種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定です。
平成24年6月26日	仙台銀行は、仙台銀行第 種優先株式に係る種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定です。
平成24年6月26日	きらやか銀行は、その定時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定です。
平成24年6月26日	仙台銀行の定時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定です。
平成24年10月1日	両行が株式移転の方法により当社を設立する予定です。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、完全子会社となる両行の沿革につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯または関連する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる両行の平成24年3月期連結会計年度末日（平成24年3月31日）時点（但し、当該日より後の時点の事実関係であることを注記により明記した注記の記載についてはその時点）における事業の内容は以下のとおりです。

(1) きらやか銀行

きらやか銀行グループ（きらやか銀行及びきらやか銀行の関係会社）は、きらやか銀行、連結子会社4社及び関連会社（持分法適用関連会社）2社で構成され、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

きらやか銀行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業〕

きらやか銀行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の窓販業務等を行い、これらの業務の取引推進に積極的に取り組んでおり、中核業務と位置づけております。

また、連結子会社のきらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社において金銭貸付業務を行っております。

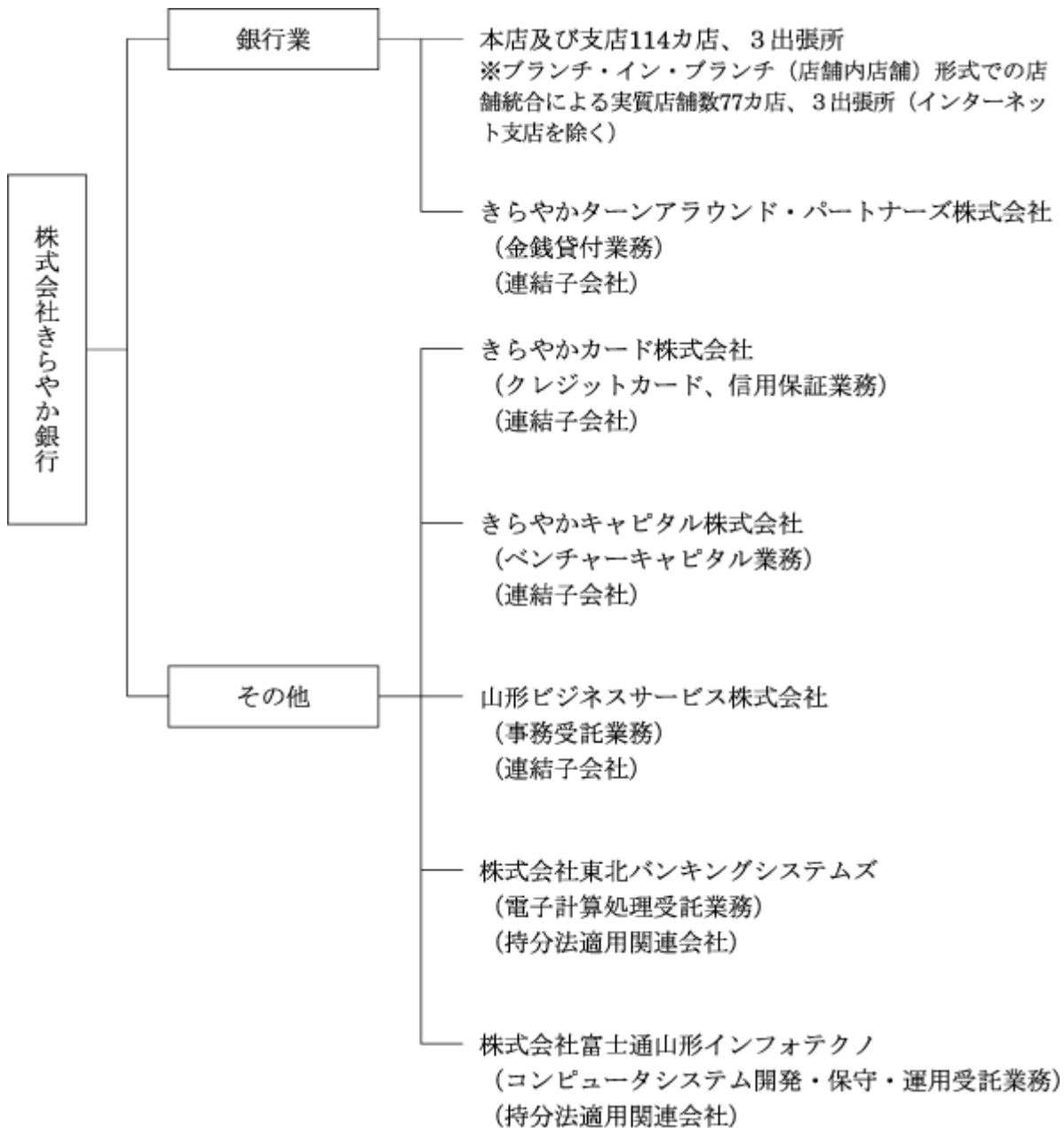
〔その他〕

連結子会社のきらやかカード株式会社においてクレジットカード及び信用保証業務、きらやかキャピタル株式会社においてベンチャーキャピタル業務、山形ビジネスサービス株式会社において事務受託業務を行っております。

また、持分法適用関連会社の株式会社東北バンキングシステムズにおいて電子計算処理受託業務、株式会社富士通山形インフォテクノにおいてコンピュータシステム開発・保守・運用受託業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

（平成24年3月31日現在）



（２）仙台銀行

仙台銀行グループは、仙台銀行及び連結子会社１社により構成され、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

仙台銀行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

銀行業

仙台銀行の本店及び支店においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務等を行い、業容の拡大に積極的に取り組んでおります。特に、運用・調達の大半を占める預金業務、貸出業務を当部門における主力分野と位置付けております。

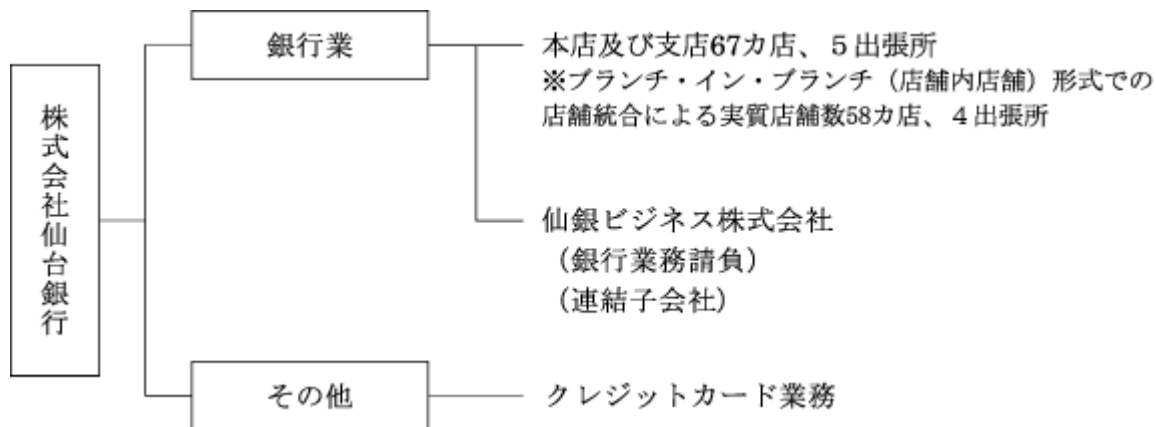
また、連結子会社の仙銀ビジネス株式会社においては、その他従属業務として、銀行業務請負等を行っております。

その他

仙台銀行グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。一部でクレジットカード業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

（平成24年 3月31日現在）



4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両行それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる両行の平成24年3月期連結会計年度末日(平成24年3月31日)における従業員の状況につきましては、それぞれ以下のとおりです。

きらやか銀行

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
銀行業	932 [273]
その他	81 [7]
合計	1,013 [280]

(注) 1. 従業員数には、嘱託及び臨時従業員434人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当連結会計年度の平均人員を外書きで記載しております。

仙台銀行

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
銀行業	753 [335]
その他	3 [4]
合計	756 [339]

(注) 1. 従業員数には、嘱託及び臨時従業員386人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当連結会計年度の平均人員を外書きで記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結子会社

当社の完全子会社となる両行の本届出書提出日までの1年間における労働組合の状況につきましては、それぞれ以下のとおりです。

ア きらやか銀行

きらやか銀行の従業員組合には、きらやか銀行従業員組合ときらやか銀行労働組合があり、組合員数は、平成24年3月31日現在できらやか銀行従業員組合752人、きらやか銀行労働組合13人であります。

両組合とも労使間においては特記すべき事項はありません。

イ 仙台銀行

仙台銀行の従業員組合には、金融労連仙台銀行労働組合と仙台銀行新労働組合があり、組合員数は、平成24年3月31日現在で金融労連仙台銀行労働組合32人、仙台銀行新労働組合565人です。
両組合とも労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の業績等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行は、銀行業における業務の特殊性のため、該当事項はありません。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の対処すべき課題につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両行の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両行の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両行の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

株式移転に係る手続等

本株式移転に係る手続は、本届出書提出日において終了しておらず、今後予定どおり進まない可能性があり、加えて、本株式移転は、一定の承認、報告、書類の提出及び条件の充足といった様々な条件（銀行法上必要な手続を履践することを含みますが、それらに限られません。）に服していることから、国内外の規制当局が、本株式移転を停止又は遅延させることにより本株式移転の期待効果を減殺し、又は計画どおりの完了を困難にする条件を付した場合には、本株式移転が予定したとおりに完了せず、又は全く実現しない可能性があり、かかる事態が発生した場合には、当社グループ又はきらやか銀行グループ若しくは仙台銀行グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

経営統合効果

当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。統合効果の十分な発揮を妨げる要因として以下が考えられますが、これらに限られません。

- ・ サービス・商品開発の遅れ、顧客との関係悪化、対外的信用の低下、効果的な人員・営業拠点配置の遅延、営業戦略の不統一を含む様々な要因により収益面における統合効果が実現できない可能性
- ・ 当社グループの経営統合に伴うサービス、商品、業務及び情報システム、営業拠点並びに従業員の再配置等により想定外の追加費用が発生する可能性

- ・ 当社グループの資産及び貸出債権等に関する会計基準、引当金計上方針、内部統制、並びに情報開示の方針及び手続その他の基準を統一することによって、追加の与信関係費用その他の費用や損失が発生する可能性

(2) きらやか銀行の事業等のリスク

1. 信用リスク

(1) 不良債権について

国内外の景気動向、不動産価格及び株価の変動、きらやか銀行のお取引先における経営状況の変動等によっては、きらやか銀行の不良債権及び与信関係費用が増加するおそれがあり、その結果、きらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金の状況

きらやか銀行は、貸出先の状況、債権の保全状況及び過去の一定期間における貸倒実績率に基づき算定した予想損失額に対して貸倒引当金を計上しております。

しかし、実際の貸倒れが、貸出先の状況、担保価値の下落、経済状況全般の悪化、またはその他の予期せぬ理由により貸倒引当金計上時点における見積りと大幅に乖離する可能性があります。この場合、きらやか銀行は貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなり、きらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 市場リスク

きらやか銀行の主要業務である預金、貸出、有価証券投資、並びに国際業務等を通じて形成されたきらやか銀行の資産・負債は、金利や株価、為替レート等市場のリスクファクターの変動によって影響を受ける可能性があります。

具体的なリスクは以下のとおりです。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクです。

きらやか銀行では金利リスクを管理しながら慎重な運営を行っておりますが、資金運用と資金調達に金利または期間のミスマッチが存在している中で金利変動が発生した場合は、損失を被る可能性があり、きらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 価格変動リスク

価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴い資産価値が減少するリスクです。

きらやか銀行は株式等の有価証券を保有しており、大幅な株価下落等が発生した場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、きらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替リスク

為替リスクとは、為替の変動に伴い、資産価値が減少するリスクです。

きらやか銀行は、外貨建取引については為替リスクを管理しながら慎重な運営を行っておりますが、保有する外貨建資産・負債の為替リスクが相殺されないとき、または適切にヘッジされていないときに為替レートが変動した場合には損失を被る可能性があり、きらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

3．流動性リスク

きらやか銀行は、適切な流動性管理に努めておりますが、きらやか銀行の業績及び財務内容等が悪化した場合や、きらやか銀行への悪意のある風評が発生した場合、または本邦金融機関に大規模な金融システム不安が発生した場合などには、必要な資金を確保できなくなったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによって損失が発生し、きらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

4．事務リスク・システムリスク

きらやか銀行は、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、クレジットカード業務など幅広い業務を行っております。

これら多様な業務の遂行に際して、役職員による不正確な事務、あるいは不正や過失等に起因する不適切な事務が行われることなどにより、損失が発生する可能性があります。

きらやか銀行では、内在するこのようなリスクを認識した上で、事務規程等のほか定期的な点検や教育・研修等を含めた内部管理態勢の整備を図り、事務事故の未然防止に努めておりますが、重大な事務リスクが顕在化した場合には、きらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、重大なシステム障害が発生した場合についても、きらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5．コンプライアンスリスク

きらやか銀行は、コンプライアンスを重要な経営課題として、コンプライアンス態勢の整備に努めておりますが、法令等遵守状況が不十分であった場合やそれに起因する訴訟等が提起された場合には、きらやか銀行の評価に重大な影響を及ぼすとともに、業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

6．情報資産管理リスク

きらやか銀行は、業種柄大量の顧客情報を保有しているため、様々な安全管理措置等を講じるなどその管理には万全を期しております。

しかしながら、万が一何らかの事由によりそれらの情報の漏洩、紛失、改ざん等が発生した場合には、きらやか銀行の信用が失墜し、業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

7．風評リスク

きらやか銀行や金融業界等に対する風評が、マスコミ報道やインターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、きらやか銀行の経営にとってマイナスの影響が生じ、きらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

8．災害等に係るリスク

きらやか銀行は山形県を中心に事業を展開しており、お取引先のほかきらやか銀行が保有する店舗や事務所、電算センター等の施設及び人材は山形県に集中しております。

コンティンジェンシープランを策定するなど危機管理対策を講じておりますが、山形県を含む広域、あるいは局地的な災害等が発生した場合には、その程度によっては、お取引先を含む地域経済及びきらやか銀行の施設・人材に甚大な被害が及ぶ可能性があり、きらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

9．退職給付債務について

きらやか銀行の年金資産の時価が下落した場合、きらやか銀行の年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。

また、年金制度の変更により未認識の過去勤務債務費用が発生する可能性があります。

加えて、金融環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額にマイナスの影響を与え、きらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

10．自己資本比率について

(1) 自己資本比率が悪化するリスク

きらやか銀行は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率について国内基準である4%以上の水準を維持しなければなりません。

きらやか銀行の自己資本比率が上記水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

きらやか銀行の自己資本比率に影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・不良債権増加に伴う与信関係費用の増加
- ・有価証券ポートフォリオの価値の下落
- ・銀行の自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・本項記載のその他の不利益な事態の展開

(2) 繰延税金資産

繰延税金資産は、現時点における我が国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来の税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められています。また、現時点での本邦の自己資本比率規制においては、繰延税金資産はその全額が自己資本の額に含まれます。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。

きらやか銀行が将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部または全部の回収が困難であると判断した場合には、きらやか銀行の繰延税金資産は減額され、その結果、きらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼすとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。また、自己資本比率算定の基礎となる自己資本の基本的項目への算入制限が導入されることとなった場合、自己資本比率が低下する恐れがあります。

11．ビジネス戦略が奏効しないリスク

きらやか銀行は、収益力向上のために様々なビジネス戦略を実施していますが、以下をはじめとする様々な要因が生じた場合には、当初期待していた成果が見込めなくなる可能性があります。

- ・競争の激化や需資の低迷により、計画した貸出額や利鞘の確保が期待通り進まないこと
- ・競争の激化や市場環境の変化により、手数料収入の増大が期待通りの成果とならないこと
- ・競争の激化やきらやか銀行の信用力低下等の理由により、預金等の調達コストが増大すること
- ・経費削減等の効率化が期待通りに進まないこと
- ・リスク管理上の想定を超える市場の変動等により、有価証券運用が期待通りの成果を上げられないこと

12．業務範囲拡大に伴うリスク

規制緩和の進展等に伴い、きらやか銀行は法令その他の条件の許す範囲内で、新たな収益機会を得るために従来の伝統的な銀行業務以外の分野に業務範囲を拡大することがあります。

業務範囲を拡大した場合には、当該業務に関するリスクについて全く経験が無いか、限定的な経験しか有していないことなどにより、きらやか銀行が新しく複雑なリスクにさらされる可能性があります。きらやか銀行は、事前に十分な市場調査とリスクの把握を行います。きらやか銀行の業務範囲の拡大による成果が当初期待していたとおりに得られない可能性があります。

13. 競争優位について

近年の金融業に関する規制緩和の進展は、事業機会の拡大等を通じてきらやか銀行の経営にも影響をもたらしておりますが、きらやか銀行が主に営業基盤としております山形県は金融激戦区であるため、競争が今後激しくなる可能性があります。

このような事業環境においてきらやか銀行が競争優位を得られない場合、営業戦略が奏功しない等の事由によりきらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

14. 将来の規制変更に伴うリスク

きらやか銀行は、現時点での各種規制に則り業務を遂行しておりますが、将来において法律、規則、政策等の変更があった場合には、それらによって発生する事態が、きらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点においては、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であります。

15. 子会社・関連会社等に関するリスク

きらやか銀行の子会社及び関連会社の中には、きらやか銀行の中核的業務である銀行業と比較してリスクの種類や程度の異なる業務を行う会社もあります。

きらやか銀行では適切な子会社等の経営管理に努めておりますが、それらの会社の業績が悪化した場合にはきらやか銀行の業績及び財務内容等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 仙台銀行の事業等のリスク

1. 不良債権処理等に係るリスク

(1) 不良債権

国内及び宮城県内の景気動向、不動産価格や株価等の変動、仙台銀行の融資先の経営状況の変動等によっては、不良債権及び与信関係費用が増加するおそれがあり、その結果、仙台銀行の業績に悪影響を及ぼすほか、財務内容を悪化させ、自己資本が減少する可能性があります。

(2) 貸倒引当金

仙台銀行は、貸出先の状況、差し入れられた担保の価値及び経済情勢等を踏まえ、貸倒れの発生に備えて、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提及び見積りと乖離し、貸倒引当金を大幅に超えるおそれがあります。また、経済状態の悪化や担保価値の下落、その他予期せぬ理由により、貸倒引当金の積み増しを行わなければならない場合があります。

(3) 権利行使の困難性

担保権を設定した不動産もしくは有価証券等に対し、流動性の欠如や価格の著しい下落等の事情により、担保権の執行が事実上できない可能性があります。

2. 市場関連リスク

(1) 株価下落のリスク

仙台銀行は市場性のある株式を保有しておりますが、景気や市場の動向、株式発行体の業績悪化等により、株式の価格が下落した場合には、保有株式に評価損が発生し仙台銀行の業績や財務状況に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

(2) 金利上昇のリスク

仙台銀行は国債など市場性のある債券を保有しております。市場性のある債券については、今後、市場金利が一層上昇した場合、保有債券に評価損が発生し、仙台銀行の業績や財務状況に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

3．資金調達に係るリスク

仙台銀行の業績悪化や財務状況の悪化、風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは景気悪化や金融システム不安等により、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされる可能性や必要な資金確保がつかなくなる可能性があります。その結果、仙台銀行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4．業務面に係るリスク

仙台銀行は、お客様へ多様な金融サービスを提供するため様々な業務を行っております。これらの業務遂行にともなって想定を超えるリスクが顕現化すること等により、仙台銀行の業務運営や、業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(1) 事務リスク

役職員が正確な事務を怠り、あるいは事故・不正等を起こした場合、仙台銀行に経済的損失や信用失墜等をもたらす、仙台銀行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) システム障害の発生によるリスク

仙台銀行は、基幹系システムをはじめとした様々なコンピュータシステムを利用し、業務を運営しております。コンピュータシステムがダウン(大規模災害によるものを含む)または誤作動等の障害が発生した場合やコンピュータが不正に使用された場合、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分等により、仙台銀行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報の漏洩発生によるリスク

仙台銀行は、多数のお客様の情報及び経営情報を有しておりますが、それらの情報の漏洩、紛失、不正使用等が発生した場合は、損害賠償等の直接的な請求、あるいは信頼の失墜等の環境の悪化による損失が発生し、仙台銀行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) コンプライアンスリスク

仙台銀行は、コンプライアンスを重要な経営課題として、規程及び体制の整備に努めておりますが、法令違反等が発生した場合には、経済的損失や社会的信用失墜により、仙台銀行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) リスク管理が有効に機能しないリスク

仙台銀行は、リスク管理体制を整備し、リスク管理方針やリスク管理規程に基づきリスク管理を行っておりますが、様々なリスクの全てに対応できる保証はなく、各種リスクに対する十分な対応ができない可能性があります。また、仙台銀行のリスク管理手法の一部には、過去の市場動向や経験などに基づいているものがあることから、将来発生するリスクを正確に予測することができず、リスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合、仙台銀行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5．自己資本比率

仙台銀行は、海外営業拠点を有しておりませんので、単体及び連結自己資本比率を法令等の規定に基づき、国内基準の4%以上に維持しなければなりません。仙台銀行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。仙台銀行の単体及び連結自己資本比率に影響を与える主な要因は次の通りです。

- ・ 債務者の信用力悪化及び不良債権の処分に際して生じうる与信関係費用の増加

- ・有価証券ポートフォリオの価値の大幅な低下
- ・既調達劣後債務を同等条件で借替えることができない可能性
- ・繰延税金資産の減額
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・本項記載のその他の不利な展開

6．繰延税金資産に係るリスク

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果を、繰延税金資産として貸借対照表に計上することが認められております。仙台銀行は、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的に見積り計上しておりますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減額された場合、仙台銀行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

7．固定資産減損に係るリスク

仙台銀行が保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用しております。保有する固定資産は、市場価格の著しい下落、使用範囲又は方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、仙台銀行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

8．退職給付債務に係るリスク

仙台銀行は、企業年金制度を設けております。また、職員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。仙台銀行の年金資産の運用利回りが低下した場合や、予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付費用が増加することにより、仙台銀行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

9．地域経済の動向に影響を受けるリスク

仙台銀行は、宮城県を主要な営業基盤としておりますことから、宮城県の経済情勢が悪化した場合、業容の拡大が図れないほか信用リスクが増加するなど業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、宮城県を中心とした大規模な地震や台風などの自然災害等が発生した場合、仙台銀行資産の毀損による損害の発生及び貸出先の経営状態が悪化する等、直接的または間接的に、仙台銀行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

10．ビジネス戦略が奏功しないリスク

仙台銀行は、収益力強化のために様々な施策を実施しておりますが、以下の要因やその他様々な要因により、これら施策が功を奏しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。

- ・優良貸出先への貸出ボリュームの増加が進まないこと
- ・既存の貸出についての利ざやの拡大が進まないこと
- ・手数料収入の増大が期待通りの結果をもたらさないこと
- ・経営の効率化を図る戦略が期待通りに進まないこと

11．外部要因により業務に支障をきたすリスク

地震等の自然災害の発生、停電等の社会インフラ障害及び犯罪、テロ、新型インフルエンザ等感染症の世界的流行等の外部要因により被害を受けることにより、仙台銀行の業務運営に支障をきたし、仙台銀行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

12. 競争に伴うリスク

仙台銀行は宮城県を主要な営業基盤としておりますが、近年の金融規制制度の緩和の進展や県外他金融機関の県内営業強化等による競争的な事業環境において地方銀行としての競争優位を得られない場合、仙台銀行の事業、業績や財務状況に悪影響を及ぼすおそれがあります。

13. 風評リスク

インターネット等の普及により、事実と異なる風説・風評が拡散しやすい環境となっております。ディスクロージャー等により風説・風評発生の予防に努めておりますが、仙台銀行に対して否定的、悪質な風評や風説の流布等により、それが事実であるか否かにかかわらず、仙台銀行の信用が著しく低下し、業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の経営上の重要な契約等につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の研究開発活動につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる両行の設備投資等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる両行の主要な設備の状況につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

きらやか銀行

平成24年3月末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

重要な設備の新設等

該当事項はありません。

重要な設備の除却等

該当事項はありません。

仙台銀行

平成24年3月末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

重要な設備の新設等

会社名 店舗名 その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定 年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
仙台銀行 将監支店	宮城県 仙台市 泉区	銀行業	店舗	128	-	自己 資金	平成24 年7月	平成24年 12月
仙台銀行 苦竹支店	宮城県 仙台市 宮城野区	銀行業	店舗	未定	-	自己 資金	平成24 年11月	平成25年 5月
仙台銀行 大河原支店	宮城県 柴田郡 大河原町	銀行業	店舗	未定	-	自己 資金	平成24 年11月	平成25年 5月
仙台銀行 塩釜支店	宮城県 塩釜市	銀行業	店舗	未定	-	自己 資金	平成24 年11月	平成25年 5月
仙台銀行	宮城県内	銀行業	事務機械等	223	-	自己 資金	平成24 年10月	平成25年 5月
仙台銀行	宮城県内	銀行業	勘定系・情報系 システムの STELLACUBEへの 移行	1,830	-	自己 資金	平成22 年9月	平成25年 5月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

重要な設備の除却等

会社名 店舗名 その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	期末帳簿 価額 (百万円)	除却の 予定時期
仙台銀行	宮城県 仙台市 青葉区	銀行業	現行システム ソフトウェア	37	平成25年5 月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成24年10月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,600,000,000
A種優先株式	100,000,000
B種優先株式	130,000,000
C種優先株式	200,000,000
D種優先株式	200,000,000
計	1,600,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	178,877,671 (注) 2、3	東京証券取引所	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4、5
A種優先株式	100,000,000 (注) 1、2、3	-	会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。 (注) 6、7、8 単元株式数は100株です。
B種優先株式	130,000,000 (注) 1、2、3	-	会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。 (注) 6、7、8 単元株式数は100株です。
計	408,877,671	-	-

(注) 1 . A種優先株式及びB種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 上記発行数は平成24年3月末時点におけるきらやか銀行の普通株式の発行済株式総数129,714,282株、きらやか銀行第 種優先株式の発行済株式総数100,000,000株並びに仙台銀行の普通株式の発行済株式総数7,591,100株、並びに仙台銀行第 種優先株式の発行済株式総数20,000,000株に基づいて記載しております。なお、当社が発行する普通株式数は、当社の設立までに、それぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しているため、平成24年3月末時点できらやか銀行が保有する自己株式16,521株、同月末時点で仙台銀行が保有する自己株式24,960株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、きらやか銀行又は仙台銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成24年3月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。
3. 普通株式、A種優先株式及びB種優先株式は、関係官庁の許認可等を前提として、平成24年4月26日に開催された両行の取締役会の決議(本株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成24年6月26日に開催予定の両行の定時株主総会、同日に開催予定の両行の普通株主による種類株主総会、同日に開催予定のきらやか銀行の第 種優先株式の株主による種類株主総会、及び同日に開催予定の仙台銀行の第 種優先株式の株主による種類株主総会の各特別決議(本株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。
4. 両行は、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。
5. 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
6. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等
 - (1) 当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数が変動します。
 - (2) 行使価額修正条項の内容
修正基準
取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正されます。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(3)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、所定の取得価額の調整事由((注)8.参照)が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。
修正頻度
取得価額の修正は、取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。
 - (3) 行使価額等の下限
A種優先株式の下限取得価額は55円(ただし、所定の調整((注)8.参照)を受ける)。
B種優先株式の下限取得価額は302円を6.5で除した金額(ただし、所定の調整((注)8.参照)を受ける)。
 - (4) 当社は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
また、当社は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

7. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。
8. 当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について、本届出書における新規発行株式たる普通株式と異なる定めをしたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について定款に定める予定です。各優先株式はいずれも株主総会において全ての事項について議決権を行使することができないこととする予定です。但し、当該優先株式に関して優先配当金の額全部(優先中間配当金が支払われたときは、その額を控除した額、以下同じ。)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されない場合その他定款に定める所定の事由が発生した時から、当該優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時まで、その期間中に発生する全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる旨の議決権復活条項を定める予定です。各優先株式の内容については「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約(2) 株式移転計画の内容」記載の株式移転計画書別紙1(新設会社の定款)の当社定款第3章をご参照下さい。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成24年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年 10月1日	普通株式 178,877,671 (予定) A種優先株式 100,000,000 (予定) B種優先株式 130,000,000 (予定)	普通株式 178,877,671 (予定) A種優先株式 100,000,000 (予定) B種優先株式 130,000,000 (予定)	2,000	2,000	500	500

(注) きらやか銀行の発行済株式総数129,714,282株及び発行済きらやか銀行第一種優先株式総数100,000,000株(平成24年3月末時点)、並びに仙台銀行の発行済普通株式総数7,591,100株及び発行済仙台銀行第一種優先株式総数20,000,000株(平成24年3月末時点)に基づいて算出しております。但し、両行は、基準時においてそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成24年3月末時点できらやか銀行が保有する自己株式16,521株、平成24年3月末時点で仙台銀行が保有する自己株式24,960株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、きらやか銀行又は仙台銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行は、基準時まで新たに自己株式を保有することとなる可能性があり、かかる自己株式についても、実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。
 なお、当社の完全子会社となる両行の所有者別状況については、以下のとおりです。

きらやか銀行

ア 普通株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	2	32	30	1,290	25	2	8,799	10,180	
所有株式数 (単元)	89	239,496	27,180	355,315	6,361	4	666,685	1,295,130	201,282
所有株式数の 割合（%）	0.00	18.49	2.09	27.43	0.49	0.00	51.50	100.00	

（注）自己株式16,521株は、「個人その他」に165単元、「単元未満株式の状況」に21株含まれております。

イ 第 種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）		1						1	
所有株式数 (単元)		1,000,000						1,000,000	
所有株式数の 割合（%）		100.00						100.00	

仙台銀行

ア 普通株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	10	24	6	562	1		3,227	3,830	
所有株式数 (単元)	2,257	14,173	1,854	22,755	363		33,591	74,993	91,800
所有株式数の 割合（%）	3.01	18.90	2.47	30.35	0.48		44.79	100.00	

（注）自己株式24,960株は、「個人その他」に249単元、「単元未満株式の状況」に60株含まれております。

イ 第 種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）		1						1	
所有株式数 (単元)		200,000						200,000	
所有株式数の 割合（%）		100.00						100.00	

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる両行の平成24年3月31日現在の議決権の状況は下記のとおりです。

きらやか銀行

平成24年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式	第 種優先株式 100,000,000		(注) 1、2、3、4、5、6、 7
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,500		権利内容に何ら限定のない きらやか銀行における標準 となる株式(注) 2
完全議決権株式 (その他)	普通株式 129,496,500	1,294,965	同上
単元未満株式	普通株式 201,282 (注) 8		同上
発行済株式総数	229,714,282		
総株主の議決権		1,294,965	

(注) 1. 第 種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 8 項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式数は100株であります。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当銀行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数が変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

修正基準

取得請求期間において、毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）に修正されます。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(3)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、上記 5 連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、(注) 6 . (5) に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

修正頻度

取得価額の修正は、毎月第 3 金曜日の翌日以降、1 カ月に 1 回の頻度で行います。

(3) 行使価額等の下限

下限取得価額は55円（ただし、(注)6.(5)による調整を受ける）。

(4) 当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第 種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

5. 第 種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 第 種優先配当金

第 種優先配当金

当銀行は、定款第48条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された当銀行の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき、第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記 に定める配当率（以下「第 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第 種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第 種優先配当率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第 種優先配当率

第 種優先配当率 = 初年度第 種優先配当金 ÷ 第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度第 種優先配当金」とは、第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、第 種優先株式の発行決議日を第 種優先配当率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、183/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第 種優先配当率

第 種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.15%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第 種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「第 種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、第 種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第 種優先配当年率は8%とする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、第 種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第 種優先中間配当金

当銀行は、定款第49条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第 種優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「第 種優先中間配当金」という。)を行う。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当銀行の残余財産を分配するときは、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき、第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記 に定める経過第 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。

経過第 種優先配当金相当額

第 種優先株式 1 株当たりの経過第 種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第 種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第 種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第 種優先株主は、定時株主総会に第 種優先配当金の額全部（第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第 種優先配当金額全部（第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第 種優先配当金の額全部（第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

第 種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第 種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第 種優先株主がかかる取得の請求をした第 種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該第 種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

平成22年10月 1 日から平成36年 9 月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第 種優先株式の取得と引換えに、第 種優先株主が取得の請求をした第 種優先株式数に第 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第167条第 3 項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

普通株式 1 株当たりの取得価額（以下「取得価額」という）は、当初、取得請求期間の初日に先立つ 5 連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ 1 年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

下限取得価額は55円（ただし、下記による調整を受ける。）。

取得価額の調整

イ．第 種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (A) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する意味を有する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記八.(D)において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合
あって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- 八. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ. (A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ. (D)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

(D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(A)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.(B)および(F)の場合には0円、上記イ.(C)ないし(E)の場合には価額(ただし、(D)の場合は修正価額)とする。

ニ. 上記イ.(C)ないし(E)および上記八.(D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.(C)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額(下記(7)に定める一斉取得価額を含む。以下本 において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第 種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第 種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を第 種優先株主に対して交付するものとする。なお、第 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第 種優先株式の取得と引換えに、第 種優先株式1株につき、第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記(3) に定める経過第 種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第 種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

普通株式を対価とする一斉取得

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第 種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第 種優先株式を取得するのと引換えに、各第 種優先株主に対し、その有する第 種優先株式数に第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。

第 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または合併および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第 種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第 種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い第 種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10) その他

第 種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(11) 単元株式数

100株

（なお、当銀行の単元株式数は、全部の種類株式について、100株である。）

(12) 会社法第322条第 1 項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当銀行は、第 種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当銀行における標準となる株式であるが、第 種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、第 種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

6 . 種類株主総会の決議

会社法第322条第 2 項に規定する定款の定めはしておりません。

7 . 第 種優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

8 . 上記の「単元未満株式」の欄には、きらやか銀行所有の自己株式21株が含まれております。

9 . 上記は、平成24年 3 月31日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

仙台銀行

平成24年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式	第 種優先株式 20,000,000		(注) 1、2、3、4、5、6、 7
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 24,900		権利内容に何ら限定のない、 仙台銀行における標準とな る株式(注) 2
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,474,400	74,744	同上
単元未満株式	普通株式 91,800 (注) 8		同上
発行済株式総数	27,591,100		
総株主の議決権		74,744	

(注) 1. 第 種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式数は100株であります。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当銀行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下、「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日における普通株式時価に修正されます(以下、かかる修正後の取得価額を、「修正後取得価額」という。)。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(3)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、決定日までの直近5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、(注)5.(5)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

本 における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ.またはロ.の価額をいいます。

イ. 決定日を最終日とする5連続取引日(同日を含む。)の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合当該決定日(同日を含む。)までの直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、当該決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。)

ロ. イ. 以外の場合

連結BPS(ただし、当該決定日の直前に提出された継続開示書類中の財務情報の基準日の翌日以降に、(注)5.(5)に定める取得価額の調整事由が生じたことにより取得価額が調整された場合には、上記調整事由により調整された取得価額相当額を意味するものとする。)

修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行ないます。

(3) 行使価額等の下限

下限取得価額は302円(ただし、(注)5.(5)による調整を受ける)。

(4) 当銀行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第 種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

5. 第 種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 第 種優先配当金

第 種優先配当金

当銀行は、定款第57条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下、「第 種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された第 種優先株式を有する株主(以下、「第 種優先株主」という。)または第 種優先株式の登録株式質権者(以下、「第 種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該第 種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当銀行の普通株式(以下、「普通株式」という。)を有する株主(以下、「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第 種優先株式1株につき、第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記 に定める配当率(以下、「第 種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下、「第 種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第 種優先配当率

平成24年3月31日に終了する事業年度に係る第 種優先配当率

第 種優先配当率 = 初年度第 種優先配当金 ÷ 第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度第 種優先配当金」とは、第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める優先配当率としての資金調達コスト(ただし、第 種優先株式の発行決議日時点において公表されている直近の優先配当率としての資金調達コストとする。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成24年3月31日までの実日数である184を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)とする。

平成24年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第 種優先配当率

第 種優先配当率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下、「第 種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、第 種優先配当率は第 種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において、「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、4月1日(同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、第 種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第 種優先中間配当金

当銀行は、定款第58条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第 種優先株式1株当たり、各事業年度における第 種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当(以下、「第 種優先中間配当金」という。)を行う。

(3) 残余財産

残余財産の分配

当銀行の残余財産を分配するときは、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき、第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記 に定める経過第 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。

経過第 種優先配当金相当額

第 種優先株式1株当たりの経過第 種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第 種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、上記の第 種優先期末配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第 種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第 種優先株主は、定時株主総会に第 種優先配当金の額全部(第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第 種優先配当金の額全部(第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第 種優先配当金の額全部(第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

第 種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当銀行が第 種優先株式を取得すると引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第 種優先株式の取得と引換えに、下記 に定める財産を交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記 に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A)取得請求をした日(以下「取得請求日」という。)における当銀行の発行可能株式総数から、取得請求日における当銀行の発行済株式総数及び取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と(B)取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

取得を請求することができる期間

平成25年4月1日から平成48年9月30日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第 種優先株式の取得と引換えに、第 種優先株主が取得の請求をした第 種優先株式数に第 種優先株式 1株当たりの払込金額相当額(ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第 3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

当初の取得価額は、取得請求期間の初日における普通株式時価(円位未満四捨五入)とする。ただし、当初取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

本 における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ . またはロ . の価額をいう。

イ . 取得請求期間の初日に先立つ 5 連続取引日までの期間において、当銀行の普通株式が上場等(金融商品取引所または店頭売買有価証券市場(以下、「取引所等」という。)への上場または登録をいう。以下同じ。)をしている場合は、当初取得請求期間の初日に先立つ 5 連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、取引所等(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ 1 年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下、「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切捨てる。)とする。

ロ . イ . 以外の場合

直近の有価証券報告書、半期報告書または四半期報告書(もしあれば)(連結BPS(以下に定義する。)に関するこれらの訂正報告書を含む。以下「継続開示書類」という。)における 1 株当たり純資産額(連結ベースとし、1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針第35項に従い、貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、少数株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算する。以下、「連結BPS」という。)

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第 3 金曜日(以下、「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日における普通株式時価に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の 5 連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記 の定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

本 における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ . またはロ . の価額をいう。

イ . 決定日を最終日とする 5 連続取引日(同日を含む。)の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、当該決定日(同日を含む。)までの直近の 5 連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、当該決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。)の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切捨てる。)

ロ . イ . 以外の場合

連結BPS(ただし、当該決定日の直前に提出された継続開示書類中の財務情報の基準日の翌日以降に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じたことにより取得価額が調整された場合には、上記調整事由により調整された取得価額相当額を意味するものとする。)

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

302円(ただし、下記 による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ . 第 種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (A) 取得価額調整式に使用する時価(下記八. に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。))その他の証券(以下、「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。))が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)
- 調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (B) 株式の分割をする場合
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。))が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- (C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二. に定義する。以下、本(C)、下記(D)及び(E)ならびに下記八.(D)において同じ。))をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (D) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。))が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。))における修正後の価額(以下、「修正価額」という。))が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
- なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下、「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
- ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日(以下、「調整日」という。)における普通株式時価とする。なお、調整日の前日を最終日とする5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ. (A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であつて未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ. (D)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。))からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ. (B)および(F)の場合には0円、上記イ. (C)ないし(E)の場合には価額(ただし、(D)の場合には修正価額)とする。
- ニ. 上記イ. (C)ないし(E)および上記ハ. (D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。
- 本 における「普通株式時価」とは、以下に定める(a)または(b)の価額をいう。
- (a) 調整日からこれに先立つ5連続取引日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合
調整日の前日を最終日とする5連続取引日の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。
- なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は本 に準じて調整する。
- (b) (a)以外の場合
連結BPS

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額(下記(7) . に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第 種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当銀行は、かかる第 種優先株式を取得するのと引換えに、第 種優先株式1株につき、第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において当銀行の普通株式時価が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、第 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) . に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

本項における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ . またはロ . の価額をいう。

イ . 取得日を決定する取締役会の開催日を最終日とする30営業日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

取引所等における当銀行の普通株式の終値

ロ . イ . 以外の場合

連結BPS

なお、本項においては、上記(3) . に定める経過第 種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第 種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得条項

普通株式を対価とする一斉取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第 種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第 種優先株式を取得するのと引換えに、各第 種優先株主に対し、その有する第 種優先株式数に第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価(以下、「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

「一斉取得価額」とは、以下に定める(a)または(b)の価額をいう。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(a) 一斉取得日からこれに先立つ45連続取引日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

一斉取得日に先立つ30連続取引日の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

(b) (a)以外の場合

連結BPS

(8) 株式の分割または併合及び株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式及び第 種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第 種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

6. 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはしておりません。

7. 第 種優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

8. 「単元未満株式」欄の普通株式には、仙台銀行所有の自己株式60株が含まれております。

9. 上記は、平成24年3月31日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成24年10月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となる両行の平成24年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりです。

きらやか銀行

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町 三丁目2番3号	16,500		16,500	0.00
計		16,500		16,500	0.00

仙台銀行

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社仙台銀行	宮城県仙台市青葉区 一番町二丁目1番1号	24,900		24,900	0.09
計		24,900		24,900	0.09

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成24年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、株主総会の決議によるものとする予定です（但し、下記の間配当（会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当）については、取締役会の決議による旨を定款において定める予定です）。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定です。

4【株価の推移】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の株価の推移は以下の通りです。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

きらやか銀行

普通株式

回次	第160期	第161期	第162期	第163期	第164期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)		160	99	100	138
最低(円)		78	69	60	68

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2. きらやか銀行株式は平成20年10月1日付で親会社である株式会社きらやかホールディングスを合併し、同日から東京証券取引所市場第二部に上場されておりますので、それ以前については、該当事項はありません。

第 種優先株式

きらやか銀行第 種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

仙台銀行

普通株式

非上場であるため、該当事項はありません。

第 種優先株式

仙台銀行第 種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

きらやか銀行

普通株式

月別	平成23年 12月	平成24年 1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	79	82	138	125	116	97
最低(円)	73	73	77	111	88	76

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

第 種優先株式

きらやか銀行第 種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

仙台銀行

普通株式

非上場であるため、該当事項はありません。

第 種優先株式

仙台銀行第 種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

平成24年10月1日に就任を予定している当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するきらやか銀行の普通株式数 (2)所有する仙台銀行の普通株式数 (3)割り当てられる当社の普通株式数 (注)5
代表取締役 会長		三井 精一	昭和17年7 月11日生	昭和41年4月 株式会社振興相互銀行(現株式会 社仙台銀行)入行 平成6年8月 同行石巻支店長 平成9年6月 同行取締役本店営業部長 平成13年1月 同行常務取締役推進部長 平成13年6月 同行代表取締役頭取(現職)	(注)2	(1)0株 (2)7,864株 (3)51,116株
代表取締役 社長		栗野 学	昭和31年2 月7日生	昭和54年4月 株式会社山形相互銀行(株式会 社山形しあわせ銀行)入行 平成11年6月 同行総合企画部長 平成13年6月 同行取締役総合企画部長 平成17年6月 同行専務取締役 平成17年10月 株式会社きらやかホールディング ス取締役 平成19年5月 株式会社きらやか銀行専務取締役 平成19年6月 株式会社きらやかホールディング ス専務取締役 平成20年2月 同行代表取締役専務 平成20年4月 同行代表取締役頭取(現職) 平成20年6月 株式会社きらやかホールディング ス代表取締役社長	(注)2	(1)23,800株 (2)0株 (3)23,800株
取締役		馬場 豊	昭和24年4 月8日生	昭和47年4月 株式会社振興相互銀行(現株式会 社仙台銀行)入行 平成12年1月 同行東京支店長兼企画部東京事務 所長 平成15年6月 同行取締役推進部長兼個人営業課 長 平成15年8月 同行取締役推進部長 平成17年6月 同行取締役本店営業部長 平成19年6月 同行常務取締役 平成20年6月 同行代表取締役専務 平成21年6月 同行代表取締役専務(現職)	(注)2	(1)0株 (2)2,948株 (3)19,162株
取締役		東海林 賢市	昭和30年12 月25日生	昭和53年4月 株式会社山形相互銀行(株式会 社山形しあわせ銀行)入行 平成12年4月 同行融資二部長 平成16年6月 同行融資部長 平成17年6月 同行取締役執行役員融資部長 平成19年5月 株式会社きらやか銀行常務執行役 員融資本部長 平成20年4月 同行常務取締役(現職) 平成20年6月 株式会社きらやかホールディング ス取締役	(注)2	(1)16,400株 (2)0株 (3)16,400株
取締役		鈴木 隆	昭和29年1 月20日生	昭和52年4月 株式会社振興相互銀行(現株式会 社仙台銀行)入行 平成15年4月 同行推進部副部長兼個人営業課長 平成15年6月 同行取締役融資部長 平成17年6月 同行取締役企画部長 平成18年4月 同行取締役企画部長兼リスク統括 部長 平成18年6月 同行取締役総務部長 平成19年6月 同行常務取締役総務部長 平成20年6月 同行常務取締役 平成21年6月 同行代表取締役常務(現職)	(注)2	(1)0株 (2)2,578株 (3)16,757株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するきらやか銀行の普通株式数 (2)所有する仙台銀行の普通株式数 (3)割り当てられる当社の普通株式数 (注)5
取締役		須藤 庄一郎	昭和27年3月22日生	昭和51年4月 株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 平成6年2月 同行漆山支店長 平成8年2月 同行山形流通センター支店長 平成11年4月 同行十日町支店長 平成13年10月 同行新庄支店長 平成15年6月 同行金融市場部長 平成16年2月 同行総合企画部長 平成16年4月 同行執行役員総合企画部長 平成17年6月 同行取締役総合企画部長 平成19年5月 株式会社きらやか銀行常務執行役員経営企画部長 平成20年4月 同行常務取締役（現職） 平成20年6月 株式会社きらやかホールディングス取締役	(注)2	(1) 24,800株 (2) 0株 (3) 24,800株
取締役		御園生 勇郎	昭和29年4月2日生	昭和53年4月 株式会社振興相互銀行（現株式会社仙台銀行）入行 平成17年4月 同行東部工場団地支店長 平成18年6月 同行取締役企画部長 平成20年6月 同行常務取締役企画部長 平成21年6月 同行常務取締役（現職）	(注)2	(1) 0株 (2) 1,608株 (3) 10,452株
取締役		佐川 章	昭和29年1月13日生	昭和51年4月 株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 同行山形大野目支店長 平成11年10月 同行総合企画部長 平成15年4月 同行経営リスク管理部長 平成16年2月 同行執行役員経営リスク管理部長 平成16年4月 株式会社きらやかホールディングス取締役 平成17年10月 株式会社きらやかホールディングス常務執行役員 平成19年6月 株式会社きらやか銀行常務執行役員経営企画部長兼広報部長 平成20年10月 同行常務取締役（現職） 平成21年6月	(注)2	(1) 11,700株 (2) 0株 (3) 11,700株
取締役		田中 達彦	昭和33年10月15日生	昭和56年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成8年4月 同行資本市場部副参事役 平成9年6月 同行証券部副参事役 平成11年5月 同行仙台支店副参事役 平成14年3月 株式会社みずほコーポレート銀行産業調査部次長 平成17年10月 同行コンプライアンス統括部参事役 平成19年5月 同行コンプライアンス統括部管理室室長 平成22年3月 同行退職 平成22年4月 株式会社きらやか銀行常務執行役員 平成22年6月 同行常務取締役（現職）	(注)2	(1) 10,400株 (2) 0株 (3) 10,400株
取締役		芳賀 隆之	昭和36年1月12日生	昭和59年4月 株式会社振興相互銀行（現株式会社仙台銀行）入行 平成23年4月 同行企画部長兼カード事業部長 平成23年6月 同行取締役企画部長兼カード事業部長 平成24年5月 同行取締役企画部長（現職）	(注)2	(1) 0株 (2) 379株 (3) 2,463株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するきらやか銀行の普通株式数 (2)所有する仙台銀行の普通株式数 (3)割り当てられる当社の普通株式数 (注)5
取締役		坂本 行由	昭和31年3月26日生	昭和54年4月 株式会社山形相互銀行（株式会社山形しあわせ銀行）入行 平成15年4月 同行南館支店長 平成16年7月 同行酒田駅東支店長 平成17年6月 同行弓の町支店長 平成19年5月 株式会社きらやか銀行仙台地区本部副本部長 平成20年4月 同行営業推進部仙台地区本部長 平成20年10月 同行戦略地域部長兼仙台戦略本部長 平成21年6月 同行取締役（現職）	(注)2	(1) 16,825株 (2) 0株 (3) 16,825株
取締役 （社外）		熊谷 満	昭和16年7月25日生	昭和40年4月 東北電力株式会社入社 同社取締役副社長 平成15年6月 東北電力株式会社取締役退任 平成17年6月 株式会社コアテック取締役社長 平成21年6月 株式会社コアテック取締役会長（現職） 平成22年6月 株式会社仙台銀行取締役（現職）	(注)2	(1) 0株 (2) 431株 (3) 2,801株
監査役		長谷部 俊一	昭和28年2月10日生	昭和51年4月 株式会社振興相互銀行（現株式会社仙台銀行）入行 平成20年6月 同行中央通支店長 平成21年6月 同行常勤監査役（現職）	(注)4	(1) 0株 (2) 1,624株 (3) 10,556株
監査役 （社外）		笹島 富二雄	昭和17年9月19日生	昭和41年4月 阪本特許法律事務所入所 昭和42年9月 青和特許法律事務所入所 昭和49年3月 弁理士登録 昭和49年4月 笹島内外特許事務所設立 代表弁理士 平成14年度 日本弁理士会会長 平成16年6月 株式会社山形しあわせ銀行監査役 平成17年10月 株式会社きらやかホールディングス監査役 平成19年5月 株式会社きらやか銀行監査役（現職） 平成21年5月 久遠特許事務所設立 共同代表（現職）	(注)4	(1) 15,000株 (2) 0株 (3) 15,000株
監査役 （社外）		菅野 國夫	昭和8年9月24日生	昭和52年4月 東北学院大学法学部助教授 昭和62年4月 東北学院大学法学部教授 平成13年2月 弁護士登録（仙台弁護士会） 平成19年3月 東北学院大学名誉教授（現職） 平成22年6月 株式会社仙台銀行監査役（現職）	(注)4	(1) 0株 (2) 648株 (3) 4,212株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するきらやか銀行の普通株式数 (2)所有する仙台銀行の普通株式数 (3)割り当てられる当社の普通株式数 (注) 5
監査役 (社外)		伊藤 吉明	昭和25年7月21日生	昭和51年11月 監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 会計士補登録 昭和56年3月 公認会計士登録 昭和58年9月 伊藤栄一公認会計士事務所入所 昭和58年11月 税理士登録 昭和63年7月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）社員 平成11年6月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員山形事務所長 平成14年4月 山形県包括外部監査人 平成14年7月 日本公認会計士協会東北会副会長 日本公認会計士協会東北会山形県会会長 平成19年7月 伊藤公認会計士事務所所長（現職） 平成22年6月 株式会社きらやか銀行監査役（現職）	(注) 4	(1) 11,000株 (2) 0株 (3) 11,000株
計						(1) 129,925株 (2) 18,080株 (3) 247,444株

- (注) 1. 取締役の熊谷満氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、平成24年10月1日である当社の設立日より、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査役の笹島富二雄氏、菅野國夫氏及び伊藤吉明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役の任期は、平成24年10月1日である当社の設立日より、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 所有するきらやか銀行又は仙台銀行の株式数は、平成24年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。よって、実際に当社が設立される日の直前までに、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。なお、きらやか銀行第 種優先株式、仙台銀行第 種優先株式を所有する候補者はおりません。
6. 役名及び職名は、本届出書提出日現在において決定している役職名を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置致します。

社外取締役熊谷満氏は当社の完全子会社となる仙台銀行の社外取締役に就任しておりますが、社外取締役と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、社外監査役笹島富二雄氏及び伊藤吉明氏は当社の完全子会社となるきらやか銀行の社外監査役に就任しており、社外監査役菅野國夫氏は当社完全子会社となる仙台銀行の社外監査役に就任しておりますが、社外監査役と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は新設会社であるため、取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします（但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結までの期間の当社の取締役及び監査役の報酬等は、取締役について総額1億8千万円以内、監査役について総額6千万円以内とする旨を定款（附則）に定める予定です。）。

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定です。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定める予定です。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする旨を定款に定める予定です。

当社の監査役は、5名以内とする旨を定款に定める予定です。監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする旨を定款で定める予定です。

会計監査人につきましては、新日本有限責任監査法人を選任する予定です。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定める予定です(但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。)。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を充分発揮することを目的とするものです。

当社は、株主総会の普通決議要件について、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定です。

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

当社は、種類株主総会の普通決議要件について、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定です。

当社は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。これは、種類株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、種類株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第459条の規定により、取締役会の決議によって、同法第160条第1項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第1項各号に掲げる事項を定め、自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含みます。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定める予定です。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を充分発揮できるようにすることを目的とするものであります。

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定です。

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について、普通株式と異なる定めをしたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について定款に定める予定です。各優先株式はいずれも株主総会において全ての事項について議決権を行使することができないこととする予定です。但し、当該優先株式に関して優先配当金の額全部(優先中間配当金が支払われたときは、その額を控除した額。以下同じ。)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されない場合その他定款に定める所定の事由が発生した時から、当該優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時まで、その期間中に発生する全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる旨の議決権復活条項を定める予定です。各優先株式の内容については「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約(2) 株式移転計画の内容」記載の株式移転計画書別紙1(新設会社の定款)の当社定款第3章をご参照下さい。

なお、各優先株式の単元株式数は、いずれも普通株式と同じ100株とする旨を定款に定める予定です。
その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2)【監査報酬の内容等】

監査報酬の内容等は未定です。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の経理の状況につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）、及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで。但し、最初の事業年度は、当社の設立の日から平成25年3月31日までとする予定であります。
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種優先株式 100株 B種優先株式 100株
株式の名義書換え	普通株式については該当事項はありません。以下の記述はA種優先株式及びB種優先株式に関するものです。
取扱場所	未定
株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社
取次所	未定
名義書換手数料	未定
新券交付手数料	未定
単元未満株式の買取り	
取扱場所	未定
株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社
取次所	未定
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞、宮城県仙台市において発行する河北新報及び山形県山形市において発行する山形新聞に掲載して行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定める予定です。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

きらやか銀行

事業年度 第163期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
平成23年6月28日関東財務局長に提出

仙台銀行

事業年度 第90期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
平成23年6月29日東北財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

きらやか銀行

事業年度 第164期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）
平成23年8月8日関東財務局長に提出
事業年度 第164期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）
平成23年11月25日関東財務局長に提出
事業年度 第164期第3四半期（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）
平成24年2月13日関東財務局長に提出

仙台銀行

事業年度 第91期中（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）
平成23年11月18日東北財務局長に提出

【臨時報告書】

きらやか銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成24年6月6日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成23年7月1日に関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書
平成24年3月23日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成24年4月26日関東財務局長に提出

仙台銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成24年6月6日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づく臨時報告書
平成23年9月15日東北財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成24年4月26日東北財務局長に提出

【訂正報告書】

きらやか銀行

該当事項はありません。

仙台銀行

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

きらやか銀行

株式会社 きらやか銀行 本店
(山形県山形市旅籠町三丁目2番3号)
株式会社 きらやか銀行 東京支店
(東京都新宿区西新宿七丁目21番3号西新宿大京ビル6階)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております

仙台銀行

株式会社仙台銀行 本店
(宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号)

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる両行の平成24年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

1 きらやか銀行

所有株式数別

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	100,000	43.53
きらやか銀行行員持株会	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	5,495	2.39
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,589	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,067	1.33
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	3,000	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,964	1.29
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1,404	0.61
高橋 明	山形県山形市	1,079	0.46
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手通一丁目5番6号	1,044	0.45
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	1,017	0.44
計		122,662	53.39

(注) 上記所有株式数別に記載しております株式会社整理回収機構所有の第 種優先株式は、議決権を有して
おりません。

2 仙台銀行

所有株式数別

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の割 合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	20,000	72.48
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	373	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	355	1.28
株式会社七十七銀行	仙台市青葉区中央三丁目3番20号	198	0.71
仙台銀行職員持株会	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	182	0.66
清水建設株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	169	0.61
東北電力株式会社	仙台市青葉区本町一丁目7番1号	158	0.57
宮城県	仙台市青葉区本町三丁目8番1号	134	0.48
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	133	0.48
カメイ株式会社	仙台市青葉区国分町三丁目1番18号	118	0.42
計		21,824	79.09

(注) 上記所有株式数別に記載しております株式会社整理回収機構所有の第 種優先株式は、議決権を有して
おりません。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成24年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成24年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。